

# 第2編

## 一般災害対策編

- 第1章 災害予防
- 第2章 災害応急対策
- 第3章 特殊災害対策
- 第4章 災害復旧・復興



# 第 1 章

## 災害予防



## 第1章 災害予防

### 【災害に強い施設等の整備】

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止すること、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

## 第1節 土砂災害の防止対策

総務部 建設部 農林水産部

### 第1 土砂災害の防止対策

#### 1 危険箇所の調査・把握

本市は、自然条件から台風・豪雨に襲われる頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。そのため、危険箇所の調査・把握を行い、梅雨期、台風期の豪雨時には巡回して監視するなどの災害予防に必要な措置を行う。

##### ① 山地災害危険地区（第6編資料編 3-3、3-4参照）

山地災害危険地区とは、山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩土土砂等の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与える地区で、地形、地質特性等からみてその崩壊危険度が一定の基準以上のものを国（国有林）及び都道府県（民有林）が調査把握している地区。

・国有林（国が調査し把握）の山地災害危険地区位置情報は九州森林管理局のホームページから確認できます。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/kiken-erea/kagoshima/kagoshima.html>)

・民有林（県が調査し把握）の山地災害危険地区位置情報は鹿児島県のホームページから確認できます。

(<https://www.pref.kagoshima.jp/bosai/sanchisaigai/sanchisaigaitop.html>)

##### ② 土石流危険渓流等（第6編資料編 3-7参照）

土石流発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに、人家に影響はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「土石流危険渓流等」としています。

##### ③ 地すべり危険箇所（第6編資料編 3-5参照）

地すべりが発生している又は地すべりが発生する恐れがある箇所のうち、人家や公共施設に被害を与える恐れのある箇所を地すべり危険箇所といいます。

##### ④ 急傾斜地崩壊危険箇所（第6編資料編 3-6参照）

航空写真での判読や現地調査、災害の記録からがけ崩れの発生の恐れがあり、人家や公共施設に被害を与える恐れのある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所といい、高さが5m以上、傾斜度が30度以上の崖です。

## 2 砂防施設等の維持管理

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設及び地すべり防止施設等）が整備されている箇所は、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防施設等管理者は、日ごろから巡視や点検を行い、その結果必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

## 3 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

市は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、要配慮者施設へのメール及びFAXによる伝達、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

## 第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

### 1 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや女性防災リーダー等、住民の参加を得て行うよう努める。

### 2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

市は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえよう、県等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、市は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

### 3 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

市は、災害危険箇所に係る避難所、避難路、避難方法等を明記した地区別防災地図（防災マップ等）を作成し住民へ配布する。

## 第3 農地災害の防止対策

近年のゲリラ豪雨や山林・農地の荒廃により出水量が増大し、農地の浸食や住宅街の冠水などが多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、ため池、排水機場等の整備を行い、農村地域の被害発生防止に努める。特に、豪雨等によりため池が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

## 第2節 河川災害・海岸災害等の防止対策

建設部 農林水産部

### 第1 河川災害の防止対策

#### 1 河川災害の防止事業の推進

##### (1) 河川及び治水施設等の整備状況

本市は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備に当たっては、緊急度の高いはん濫区域の洪水防除を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

##### (2) 河川及び治水施設等の整備方針

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

#### 2 重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

市は、重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域に基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、住民に周知する。

- ① 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性
- ② 避難路上の障害物等
- ③ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等
- ④ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制

### 第2 海岸災害等の防止対策

#### 1 海岸保全施設整備事業の推進

台風による波浪、高潮等の被害に対処するため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を推進する。

#### 2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

市は、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等防災機能の整備を推進する。

## 第3節 防災構造化の推進

総務部 建設部 消防本部

### 第1 防災的土地利用の推進

#### 1 土地区画整理事業の推進

市は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携が図られるよう、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

浸水の危険性が低い地域を居住区域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・避難ビル、避難路等の計画的整備により、防災まちづくりを推進する。

新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

#### 2 新規開発に伴う指導・誘導

市は、新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、大規模宅地造成や危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

### 第2 建築物の不燃化の推進

#### 1 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

#### 2 消火活動困難地域の解消

市は、土地区画整理事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

#### 3 公営住宅の不燃化推進

市は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

#### 4 消防水利・貯水槽等の整備

市は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

#### 5 その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

## 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

### 1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を發揮する。このため、市は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

### 2 公園・緑地・空地等の整備・確保

市は、都市公園等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

### 3 避難関連施設の整備

市は、浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難場所の整備や、避難が遅れた場合の避難ビル等の確保を推進する。また、避難路や避難経路の整備、安全性の点検、及び避難時間短縮のための工夫を推進する。

### 4 白浜地区緊急待機場所の整備

白浜地区緊急待機場所は、出水期や台風接近時の災害発生の恐れがあるときには、地域住民避難時の緊急待機場所として、また、避難住民を支援する警察、消防、消防団及び住民輸送用のマイクロバス等の待機場所として活用されている。土砂災害等が発生し国道10号・JR日豊本線が寸断される緊急事態には、地域住民及び国道10号・JR利用者等の陸路・海上避難の緊急待機場所、また、災害対応のための重機や物資置き場として活用されている。国道10号の4車線化にともない、現在の緊急待機場所がなくなることから、新たに緊急待機場所を整備する。

## 第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

### 1 擁壁の安全化

市は、道路部の擁壁等の点検を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

### 2 ブロック塀等の安全化

市は、パンフレットの配付や建築物防災週間等において新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

## 第4節 建築物災害の防止対策

総務部 建設部 教育部

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

市の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市は、これらの防災基幹施設や公共施設等が、災害時に有効に活用できるように、関係機関と協力し、施設の機能の保持と安全性を確保する。

### 第2 一般建築物の安全性の確保

#### 1 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

##### (1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

##### (2) がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

#### 2 特殊建築物等の安全性の確保

##### (1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

##### (2) 特殊建築物の定期的防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防本部等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

## 第5節 ライフライン施設等の機能確保

企画部 市民生活部 建設部 農林水産部 水道事業部

### 第1 施設等の機能確保

ライフライン事業者は、災害に対する防災対策の促進を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により災害に対する危険分散及び機能確保を進めるものとする。

また、保有するコンピュータシステムやデータの防災対策を推進するとともに、バックアップ等の機能確保対策を推進するものとする。

### 第2 被害想定に応じた事前措置

ライフライン施設等の機能確保に当たっては、必要に応じ具体的な被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の堅牢化、災害後の復旧体制の整備及び資機材の確保体制の整備等を推進するものとする。

### 第3 防災関係機関とライフライン関連事業者相互の連携

市民の円滑な日常生活確保のため、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど、密接な連携のもとに総合的な防災対策を進めるものとする。

## 【迅速かつ円滑な災害応急対策への備え】

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

### 第6節 防災組織の整備

総務部 消防本部

#### 第1 応急活動実施体制の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被害者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策、方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

##### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

##### 2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」参照）。

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
  - ① 動員配備・参集方法
  - ② 本部の設営方法

③ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

## 第2 平常時の連絡調整体制の整備

### 1 情報連絡体制の明確化

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等を明確化し勤務時間外でも連絡可能な体制とする。

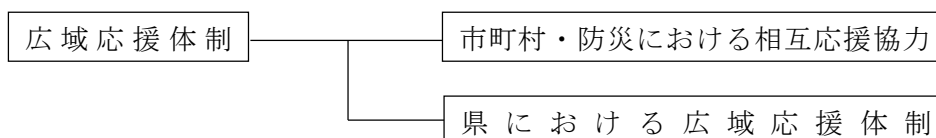
### 2 防災関係機関との協力体制の充実

- (1) 市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
- (2) 市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

## 第3 市町村間の広域応援体制の整備

市は、消防以外の分野についても、他の市町村に対して応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

なお、具体的な広域応援体制については、本編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。



## 第7節 通信・広報体制（機器等）の整備

総務部 企画部

### 第1 市の通信施設の整備

#### 1 通信施設の整備対策

市は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）、並びに災害現場等との通信を確保するための移動系無線設備の保守整備に努める。また、始良市防災・地域情報メール、エリアメールの保守整備に努める。

#### 2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日ごろから通信施設の運用体制の充実に努める。

##### （1）通信機器の操作の習熟

日ごろから訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

##### （2）通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

### 第2 防災相互通信無線の整備

#### 1 通信施設の整備対策

市及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

#### 2 関係機関の通信手段の活用

市及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

## 第8節 消防体制の整備

総務部 消防本部

風水害時等における消防活動については、消防計画に基づき消防本部及び消防団が行う。  
消防計画は、次の事項について定めるものとする。

### 第1 消防力の強化

#### 1 消防組織体制の強化

##### (1) 消防力の充実

消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているが、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時には、避難誘導、災害防除活動等において重要な役割を担っている。

そのため、災害時の情報連絡や応急救護などについて、各消防職団員の技能の向上と資質の錬磨を図るとともに、職団員福祉の充実などを推進し、消防力の充実を図る。

##### (2) 住民皆消防体制の促進

消防団をはじめ自主防災組織等の組織の育成・強化を図り、運営、指導、連絡等の円滑化を行う。

##### (3) 消防関係機関相互の協力体制の強化

消防関係機関相互による消防業務の協力体制を強化するとともに、同時多発的・広域的な火災に対処するため、自主防災組織による出火防止、初期消火の徹底等と併せて総合的な協力体制の確立を図る。

#### 2 消防施設等の整備強化

火災の発生や建築物の倒壊等、複合的かつ複雑な災害の発生に対処するため、消防施設の高度化及び必要設備・資機材の充実等を計るために年次整備計画を作成し、施設・設備の整備・拡充を図る。

- ① 消防用資機材の整備
- ② 消防通信体制・広域応援体制の整備
- ③ 住宅密集地など防災重点地区の点検

### 第2 消防水利の整備

大規模火災発生時における消火栓は、兵庫県南部地震の教訓に見られるように、水道施設の破損等によって断水又は極度の機能低下が予想される。このため、防火水槽・プール等の消防水利機能の拡充を、地域の実状に合わせて計画的に推進するとともに、自然水利の活用を積極的に図る。

#### 1 消火栓の整備

消防水利の基準（昭和39年12月消防庁告示第7号）に示されるように、地域の実態に応じて消火栓のみに偏ることのないように、これ以外の消防水利と合わせて計画的な整備を

図る。

## 2 防火水槽・プール等

建物密集地等の延焼危険度の高い地域、避難場所・避難路周辺など、災害対策上重要な地域を重点として、貯水槽等の整備を推進する。また、プール等の貯水機能を有効に活用する。

## 第9節 避難体制の整備

総務部 企画部 保健福祉部 建設部 教育部 消防本部

### 第1 避難所等の指定・確保、安全性の点検

#### 1 避難所等の指定

市は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとに、指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所及び、津波避難ビルを指定する。（指定する避難所等については、第6編資料編4「避難所等に関する資料」参照）

また、指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所、津波避難ビル、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更の上、住民に対し周知徹底させておく。

なお、自治会及び自主防災組織等は、各避難所等への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避する場所を確保するように努める。

#### 2 避難所等の確保と整備

##### (1) 避難所等の確保

避難所等は、学校、公民館等の既存建物を利用する。また災害種別ごとに、緊急避難場所を指定する。災害の種別については、豪雨・洪水（内水氾濫含む）、土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり等）、地震、津波・高潮、火山噴火の5種別とする。

##### (2) 避難所等の処理能力等の把握

市は、避難所ごとに、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、避難所等の指定は、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物又は天幕等を設置し、避難所とする。

##### (3) 避難所等の整備

避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つよう日ごろから整備に努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置し、簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。特に女性、子供、高齢者、要配慮者等の避難生活に配慮した環境の整備に努める。

##### (4) 避難所等における備蓄等の推進

避難所の被災者へ迅速かつ的確に援護活動を実施するため、必要最小限の物資の備蓄に努める。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。

また、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。あわせて、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

### 3 避難所・避難路の安全点検

避難所の指定や避難所の確保は、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路は、浸水や斜面崩壊等の危険性が小さいと考えられる安全なルートを複数選定しておく。

## 第2 避難体制の整備

### 1 災害危険箇所の警戒体制の確立

市は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

### 2 土砂災害警戒区域内の避難体制の確立

- (1) 市は土砂災害防止法第8条に基づき、警戒区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。
- (2) 前号の警戒区域に所在する要配慮者利用施設（6-3-38）は土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置に関する計画（以下「避難確保計画」という）を作成し市へ報告しなければならない。同計画を変更した時も同様とする。
- (3) 市は、避難確保計画に基づく避難訓練等の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

### 3 浸水想定区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の避難体制の確立

市は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有するものが利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への連絡網を作成するとともに、電話、FAX、始良市防災・地域情報メール、エリアメール等を用いて、はん濫注意水位等の到達、避難準備情報または避難指示に関する情報を伝達するなど避難体制を確立する。

### 4 避難の指示・誘導體制の整備

#### (1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

- (1) 市長の避難措置は、原則として高齢者等避難、避難の指示の2段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の指示を行う。（避難の指示、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、本編第2章第13節「避難の

指示、誘導」を参照)

- (2) 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

## (2) 避難指示等の実施要領

- (1) 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知する。
- (2) 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課長及び始良・伊佐地域振興局長）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

## (3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。
- (2) 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。
- (3) 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

## 5 自主避難体制の整備

市は、各種災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。また、住民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、市や防災関係機関に連絡するものとする。

## 6 避難指示等の伝達方法の周知

### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第7節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

- (1) 同報系防災行政無線等、無線施設を利用して伝達する。
- (2) 始良市防災・地域情報メール、ソーシャルメディア、緊急速報（エリアメール等）、にて伝達する。
- (3) 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (4) サイレン及び警鐘をもって伝達する。
- (5) 広報車（消防車両等）による呼びかけにより伝達する。
- (6) 放送機関に要請し、テレビ、ラジオにより伝達する。

(7) Lアラート（災害情報共有システム）、コミュニティFM、防災ラジオ、電話、データ放送等を含めた複数の方法により伝達する。

## (2) 伝達方法等の周知

市長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

## (3) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

## (4) 伝達方法の工夫

市長は、例文の事前作成、放送前のサイレン吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

## 7 要配慮者の避難体制の強化

独り暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障がい者、知的障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、「始良市要配慮者避難支援等プラン」に基づき、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備を図る。

### (1) 避難指示等の伝達体制の確立

市は、日ごろから要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市は、要配慮者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

### (3) 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」に基づき民間社会福祉事業所で、避難生活ができるよう配慮する。

## 8 避難計画の整備

市は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

### (1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

### (2) 住民への情報伝達方法の整備

市防災行政無線のほか、始良市防災・地域情報メール、エリアメール、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法を整備しておく。

### (3) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路に

についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所における住民の世話人の配備等の措置を定める。

#### (4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独り暮らしの高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

#### (5) 避難指示等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒情報と土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難指示等の基準を定める。

## 9 避難訓練

市及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。

避難訓練の方法は、本章第16節「防災訓練の効果的実施」で定める。

## 第3 各種施設における避難体制の整備

### 1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

市長及び教育長は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

#### (1) 集団避難計画の作成

- (1) 教育長は、市内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。
- (2) 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
- (3) 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

#### (2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

#### (3) 避難誘導體制の強化

- (1) 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。
- (2) 学校長等は、概ね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。
  - (ア) 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法
  - (イ) 避難所の指定
  - (ウ) 避難順位及び避難所までの誘導責任者
  - (エ) 児童生徒等の携行品
  - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (3) 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用がで

きるように整備しておく。

- (4) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。
- (5) 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。
  - (ア) 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。
  - (イ) 地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。
- (6) 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。
- (7) 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日ごろから実施しておく。

## 2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障がい者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「要配慮者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

### (1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

### (2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

### (3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

## 3 不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

### (2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日ごろから市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

### (3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

### (4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

## 第4 避難所の収容、運営体制の整備

### 1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた市長が行う。市長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事（県危機管理防災課長及び始良・伊佐地域振興局長）に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、市長が実施する。

避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

### 2 避難所の運営体制の整備

市は、避難所毎に、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」（令和2年8月改訂）に基づき、訓練等を通じて避難所の管理運営のために必要な知識等、住民等への普及に努める。

### 3 避難所の生活環境改善システムの整備

市は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

#### 4 避難所巡回パトロール体制の整備

市は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

### 第10節 救急・救助体制の整備

総務部 保健福祉部 建設部 消防本部

#### 第1 救急・救助体制の整備

風水害時では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

##### 1 市（消防本部を含む。）の救急・救助体制の整備

- (1) 消防本部との連携を密にし、救出対象者の状況に応じた救出ができる体制の整備に努める。
- (2) 市は、市内で予想される災害に対応する救出作業に備え、ふだんから必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (4) 災害発生時における救出・救助に必要な重機を確保するため、始良市建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (5) 消防団は、日ごろから、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

#### 第2 孤立集落対策

市は、中山間地域、沿岸地域において、豪雨や地震等による道路交通及の途絶により孤立化する恐れのある集落等については、鹿児島県作成の「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に当該集落との情報伝達手段の確保、救出・救助活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制、孤立化した集落からの地域住民等の救出方法等について、十分に検討しておく。

#### 第3 住民の救急・救助への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日ごろから市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

## 第11節 交通確保体制の整備

総務部 建設部

### 第1 交通規制の実施

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通規制を実施する。

#### 1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知 事 (指定区間を除く国道及び県道) 市 長 (市道)	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき。 (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知 事 市 長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船どまり)の使用に関し必要な規制
海上保安機関	海上保安本部長 港 長 海上保安官	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき。 (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であつて、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき。

(県防災計画より)

## 2 交通規則の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	<p>警察機関は、交通の混乱を予防し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。</p> <p>ア 交通規制計画の作成            発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。</p> <p>イ 交通情報収集            交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。</p> <p>ウ 関係機関や住民等への周知            交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。            また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。</p> <p>エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結            規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。</p> <p>オ 装備資機材の整備            規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。</p>
港湾管理者 及 海 上 保 安 機 関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

(県防災計画より)

## 第2 緊急通行車両の事前届出・確認

### 1 緊急通行車両の事前届出

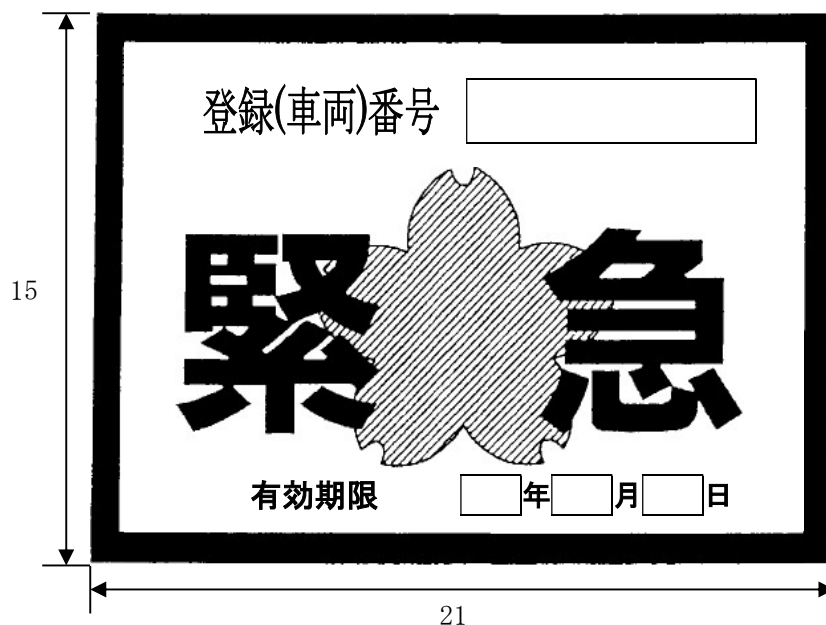
市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

### 2 届出済証の受理と確認

(1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると

認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。



#### 緊急通行車両の標章

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 第12節 輸送体制の整備

総務部 建設部

### 第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

#### 1 輸送手段の確保

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労使の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進し、救援物資、資機材等を輸送する輸送手段を、次のとおり確保する。

##### (1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として市現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

##### (2) 鉄道輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合等で鉄道輸送が適切な場合は、鉄道機関（九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社）に要請し、輸送力を確保する。

##### (3) 海上輸送

緊急輸送手段として船舶の活用が有効と考えられる場合には、漁業協同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

##### (4) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプター等の活用が有効と考えられる場合には、出動を要請するほか、自衛隊の派遣を要請する。

#### 2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

### 第2 輸送施設・集積拠点等の指定

#### 1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定する。

#### 2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

### 第3 緊急輸送道路確保体制の整備

#### 1 作業体制の充実

市及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確

な協力体制を確立して通行確保の作業が実施できるよう、効率的な作業体制の充実を図る。

## 2 装備・資材の整備

市及び道路管理者は、平素から、作業用装備・資材の整備を行うとともに、始良市始良建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

## 3 関係団体等との協力関係の強化

市及び道路管理者は、災害時に始良市始良建設業協会等や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作業が実施できるように、協力関係の強化を図る。

## 4 緊急輸送道路確保体制の整備

### 4 緊急輸送道路啓開等

#### (1) 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

##### (1) 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路等の情報収集を行い把握する。また、緊急輸送路等において情報提供を行うなど、各道路管理者との情報収集に協力し、情報共有に努める。

##### (2) 優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

#### (2) 道路啓開作業の実施

道路啓開作業に当たっては、関係機関（国、県、警察等）及び関係業界（市建設同志会等）と有機的かつ迅速な協力体制をもって道路上の障害物を除去する。

また、道路管理者は、放置車両や通行障害車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときに、当該車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車両の移動等の命令を行うものとし、当該車両の関係者がいない場合、また移動命令、指示に従わない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

※災害対策基本法第76条の6「災害時における車両の移動等」に準ずる。

## 第13節 医療体制の整備

保健福祉部

### 1 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため市は、医師会、始良保健所、医療機関、日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

#### (1) 救護班体制の整備

市は救護班の編成計画を作成する。

市は始良保健所、始良地区医師会との連携の下、公的医療機関、日本赤十字社鹿児島支部、始良地区歯科医師会、始良地区薬剤師会等、各救護班との相互連絡体制を図る。

#### (2) 救護所の設置、運営計画

医療の万全を期すため、災害の状況に応じて救護所を設置する。市は指定した避難所を救護所として設置するが、その運営については始良保健所や始良地区医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

#### (3) 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）との連携を強化する。（資料6-1参照）

#### (4) 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

#### (5) 情報連絡体制の充実

市は、始良保健所及び公的医療機関、始良地区医師会、始良地区歯科医師会、始良地区薬剤師会、日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

### 2 後方搬送体制の整備

#### (1) 後方医療施設の確保体制の整備

災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の確保に努める。

#### (2) 市及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送についてそれぞれの役割や分担を明確に定めておく。

#### (3) トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、トリアージ・タッグを活用した救護活動について日ごろから訓練し習熟に努める。

#### (4) 透析患者や在宅難病患者等への対応

(1) 透析患者への対応：災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保する必要があることから、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

- (2) 在宅難病患者等への対応：平常時から始良保健所を通じて患者の把握を行うとともに、市、医療機関及び近隣市町等との連携により災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

## 第14節 その他の災害応急対策・事前措置体制の整備

総務部 保健福祉部 市民生活部 建設部 教育部 水道事業部

### 第1 食料の供給体制の整備

#### 1 食料の備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 市は、被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、市は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保するとともに、流通備蓄について事務所と協定を結び、計画的な食料の供給体制を確保する。
- (2) 市は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 住民は、7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は、自主防災組織等を通じて、緊急食料の共同備蓄を進める。

#### 2 食料や飲料水の調達に関する協定等の締結

市は、災害時の食糧調達等について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

### 第2 飲料水の供給体制の整備

#### 1 給水施設の応急復旧体制の整備

##### (1) 給水能力の把握

市及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

##### (2) 復旧に要する業者との協力

市及び水道事業者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

##### (3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

市及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

##### (4) 広域応援体制の整備

市及び水道事業者は、日ごろから取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

#### 2 耐災害性の水道施設の整備促進

市及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的

に整備を行う。

### 3 給水用資機材の整備

市及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を検討する。

### 4 代替水源の確保

市は、地域住民や企業などが所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

## 第3 生活必需品の供給体制の整備

### 1 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

### 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

## 第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

### 1 感染症予防対策

#### (1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

市は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準、ねずみ類、こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については、本編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」参照)

#### (2) 感染症予防の実施体制の整備

市は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

### 2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

### 3 生活衛生対策

#### (1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

## (2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

## 4 し尿処理対策

### (1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

市は、県地震被害予測調査の（平成7～8年度）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努め、市はその情報収集に努める。

### (2) 広域応援体制の整備

市及び下水道管理者は、日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

## 第5 住宅の確保対策の事前措置

### 1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、市は、住宅の供給体制の整備に努める。

- (1) 市は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。
- (2) 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるように、市営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

### 2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

## 第6 文化財や文教施設に関する事前措置

### 1 文化財に関する事前措置

市と所有者又は管理者（以下、所有者）は、災害による文化財の被害軽減を図るため、以下の事前措置に努める。

#### (1) 所有者による事前措置

日常点検により文化財の通常状況を把握し、文化財の修理、防災設備の設置及び環境の整備等に努める。

#### (2) 教育委員会による事前措置

- (ア) 文化財に関する最新の基本情報について集約・整備に努める。
- (イ) 災害発生時に適切な協力体制が取れるよう、所有者と情報共有を図る。

- (ウ) 所有者の防災意識の普及・啓発に努め、必要に応じて予防措置等の指導・助言を行う。
- (エ) 消防関係機関等との連絡、協力体制の確立に努める。

## 2 文教施設に関する事前措置

資料館等の施設では、定期的に防災訓練及び防災設備の点検等を実施するものとする。

## 第7 総合防災力の強化に関する対策

### 1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点の確保に留意する。

### 2 県消防・防災ヘリコプター等の活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプター、県ドクターヘリを活用する。また、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

## 【住民の防災活動の促進】

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織・女性防災リーダー・防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

### 第15節 防災知識の普及・啓発

総務部 教育部

#### 第1 住民に対する防災知識の普及啓発

普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

##### 1 住民への防災知識の普及啓発

###### (1) 防災知識の普及・啓発の手段

市が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- (1) 広報誌、印刷物（チラシ、ポスター等）
- (2) 始良市防災・地域情報メール、ソーシャルメディア
- (3) ラジオ、テレビ、新聞、インターネット
- (4) 広報車の巡回
- (5) 講習会、パネル展示会等の開催
- (6) 映画、ビデオ、スライド
- (7) 防災行政無線及び有線放送等
- (8) 県防災研修センターの利用

###### (2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

- (1) 住民等の責務
  - ① 自ら災害に備えるための手段を講ずること。
  - ② 自発的に防災活動に参加すること。
- (2) 地域防災計画の概要
- (3) 災害予防措置
  - ① 家庭での予防・安全対策
    - (ア) 災害に備えた食料、飲料水及び日用品等を「最低3日、推奨1週間分」の備蓄
    - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
  - ② 出火防止、初期消火等の心得
  - ③ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動
  - ④ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所で

の行動

- ⑤ 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
  - ⑥ 災害危険箇所の周知
  - ⑦ 避難路、避難所及び避難方法の確認
  - ⑧ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
  - ⑨ 台風襲来時の家屋の保全方法
  - ⑩ 船舶等の避難措置
  - ⑪ 農作物の災害予防事前措置
- (4) 災害応急措置
- ① 災害対策の組織、編成、分掌事務
  - ② 災害調査及び報告の要領、連絡方法
  - ③ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領
  - ④ 災害時の心得
- (ア) 災害情報の収集並びに収集方法
- (イ) 停電時の照明
- (ウ) 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
- (エ) 屋根・雨戸等の補強
- (オ) 排水溝の整備
- (カ) 初期消火、出火防止の徹底
- (キ) 避難の方法、避難路、避難所の確認
- (ク) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
- (5) 災害復旧措置
- (6) その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

### (3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、市その他防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

## 2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、市は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の充実を図る。

### 3 災害教訓の伝承

市は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

### 第2 職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は、日ごろから各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、市及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持出品の用意などの防災準備を行うとともに、日ごろから様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

## 第16節 防災訓練の効果的実施

総務部 消防本部

### 第1 防災訓練の目標・内容の設定

災害時において、本編第2章「災害応急対策」に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

#### 1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々々の状況に応じたテーマを設定し、市、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

#### 2 訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練（情報伝達訓練）、図上訓練（DIG）
- (3) 水防訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食（炊飯）訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (10) 流出油災害対策訓練
- (11) その他必要な訓練

### 第2 訓練の企画・準備

#### 1 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥、強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

#### 2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

#### 3 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、始

良警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

### 第3 訓練の方法

市は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施に当たっては、風水害等による被害を想定し、市は消防等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織、非常無線通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

#### 1 市等が行う訓練

##### (1) 市の総合防災訓練

市は、市域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。  
なお、防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- ① 消防訓練
- ② 通信訓練
- ③ 水防訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 救出訓練
- ⑥ 救助訓練
- ⑦ 炊き出し訓練

##### (2) 消防訓練

消防計画に基づき実施する。

##### (3) 非常通信訓練

市は、無線に関する訓練を実施する。

#### 2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

#### 3 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事業業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

### 第4 訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

## 第17節 自主防災組織の育成強化

総務部 消防本部

### 第1 地域の自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協かし、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

#### 1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

##### (1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、市は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図るとともに、女性の自主防災組織における中核的役割を担う組織づくりの推進を図る。

##### (2) 自主防災組織の整備計画の作成

市は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

#### 2 自主防災組織の組織化の促進

##### (1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- ② 土石流危険渓流のある地区
- ③ 山地崩壊危険区域のある地区
- ④ 家屋密集等消防活動困難地区
- ⑤ 高潮・津波等の危険のある地区
- ⑥ 工場等の隣接地区
- ⑦ 高齢化の進んでいる過疎地区
- ⑧ 土砂災害警戒区域等のある区域
- ⑨ その他危険地区

##### (2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることに鑑み、次の事項に留意する。

- (1) 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

(2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### (3) 自主防災組織の組織づくり

自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

- (1) 自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- (2) 自治会等の役員や女性防災リーダー等、自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。
- (3) 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

## 3 自主防災組織の活動の推進

### (1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。特に女性の役員を規約や防災計画（活動計画）に定める。

### (2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

#### ① 平常時の活動

1. 防災に関する知識の普及
2. 防災訓練（避難訓練、消火訓練、図上訓練等）の実施
3. 情報の収集伝達体制の確立
4. 火気使用設備器具等の点検
5. 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
6. 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

#### ② 災害発生時の活動

1. 地域内の被害状況等の情報収集
2. 住民に対する避難指示等の伝達、確認
3. 責任者による避難誘導
4. 救出・救護の実施及び協力
5. 出火防止及び初期消火
6. 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

## 第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにし、女性や若年層・高校生等のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。

## 第3 事業所の自主防災体制の強化

### 1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

#### (1) 自衛消防隊等の設置の指導

多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置するよう指導する。

#### (2) 自衛消防隊等の設置対象施設

- (1) 中高層建築物、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- (2) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (3) 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- (4) 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

#### (3) 自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、大型店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が分かれている複合用途の雑居ビル等の場合、防災管理者を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

### 2 自衛消防隊等の活動の推進

#### (1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

#### (2) 自衛消防隊等の活動の推進

- ① 平常時
  1. 防災訓練
  2. 施設及び整備等の点検整備
  3. 従業員等の防災に関する教育の実施
- ② 災害時
  1. 情報の収集伝達
  2. 出火防止及び初期消火
  3. 避難誘導・救出救護

## 第18節 防災ボランティアの育成強化

総務部 保健福祉部 消防本部

### 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

市は、平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

#### 1 ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

市は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

#### 2 ボランティアの登録、把握

市は、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

#### 3 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

市は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供する。

#### 4 消防本部による環境整備

市は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努める。

### 第3 ボランティアの種類と活動内容

風水害等の大規模災害時には、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。特に、避難所での生活や被災者の心のケア等は、女性ボランティアの活動が期待される。

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを市において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

## 1 一般労力提供型ボランティア

- ① 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- ② 避難所の運営への協力
- ③ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- ④ 清掃等の衛生管理

## 2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ① 災害支援ボランティア講習修了者
- ② アマチュア無線技士
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- ④ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- ⑤ 船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- ⑥ 通訳（外国語、手話）

## 第19節 企業防災の促進

総務部

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

## 第20節 避難行動要支援者対策計画

総務部 保健福祉部 消防本部

### 第1 避難行動要支援者の実態把握

災害発生時は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等、要配慮者が犠牲になる場合が多い。

このため、市及び各防災機関は、要配慮者の安全確保を図るため、市民、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握による名簿作成、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。

災害発生時における、避難行動要支援者の安全確保については、この計画の他、「始良市要配慮者避難支援等プラン」に定めるところによる。

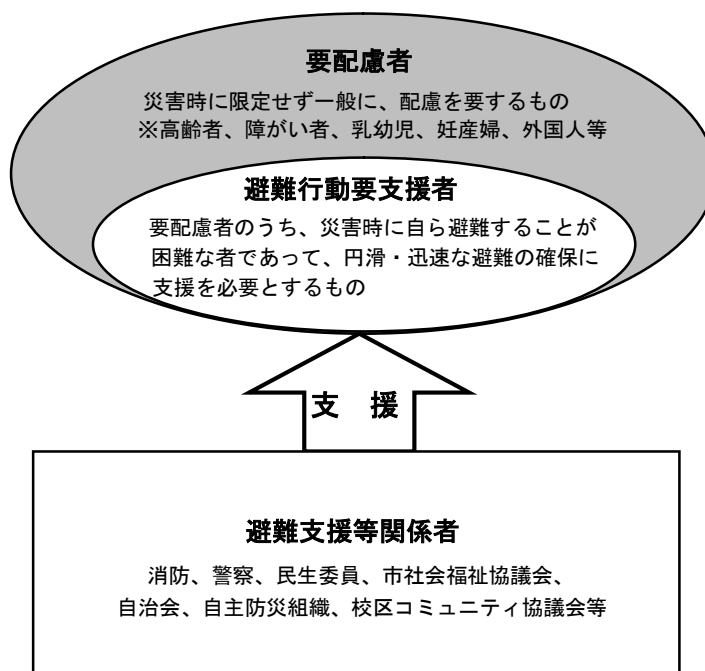
### 第2 避難行動要支援者対策

#### 1 支援体制の整備

災害発生時に、避難行動要支援者が迅速・的確な行動がとれるよう、地域の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力の下に、きめ細やかな支援体制の確立を図る。

根拠法	支援対象者等
災害対策基本法	・災害発生時に、自ら避難することが困難な者であって、 <u>特に支援を要するもの（避難行動要支援者）</u>

支援体制イメージ



## 2 市の対策

### (1) 避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等

市は、市内に居住する配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と保健福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

### (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の条件

- ① 要介護3以上の判定を受けた者
- ② 身体障害者手帳1級2級に該当する者（心臓、腎臓機能障害のみの者を除く。）
- ③ 療育手帳A1、A2の判定を受けた者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤ 指定難病の医療費支給認定を受けている難病患者
- ⑥ 小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童
- ⑦ 前各号以外の者で、市長が避難支援等の必要を認めた者

### (3) 避難行動要支援者名簿の記載内容

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居住地
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

### (4) 避難支援等関係者への名簿の提供

市は、災害の発生に備え次の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

避難支援等関係者となるものは、次に掲げる団体及び個人とする。

- ① 始良市消防本部及び始良市消防団
- ② 鹿児島県警本部始良警察署
- ③ 始良市民生委員児童委員協議会連合会
- ④ 始良市社会福祉協議会
- ⑤ 校区コミュニティ協議会
- ⑥ 市内の自治会又は各地区公民館
- ⑦ 市内の自主防災組織
- ⑧ 自衛隊その他災害救助に従事するもの

### (5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市関係部署で把握している情報及び、必要に応じ県（保健所）や、その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

#### (6) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿情報は、避難行動要支援者システムへの入力情報を基に、随時、最新の情報に更新し、最善の状態に管理、保全するものとする。

#### (7) 名簿情報の提供の保護と管理

市は、避難行動要支援者名簿情報の保護と提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ② 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。また避難支援等関係者団体については、守秘義務は基より、情報管理に徹底を期すよう指導するものとする。
- ③ 名簿情報の提供は、紙媒体によるものとする。
- ④ 避難行動要支援者名簿情報は、厳重な保管管理を行い、必要以上に複製しないものとする。
- ⑤ 当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。
- ⑥ その他個人情報の適正管理について、避難支援等管理者と協議するものとする。

#### (8) 個別避難計画の作成

市は、自主防災組織、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化等、必要に応じて更新し、個別避難計画の避難支援等関係者への提供や保護、管理については避難行動要支援者名簿と同様の取扱とする。

#### (9) 避難のための情報伝達

市は、災害に関する予報若しくは警報の通知を知り得た場合は、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を、関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難の準備、その他の措置について、必要な通知又は警告をする。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難の指示を受けた場合に、円滑に避難ができるよう、特に配慮しなければならない。

#### (10) 緊急連絡体制の整備

市は、要配慮者に対して、地域ぐるみの協力の下、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

(11) 避難支援等関係者の安全確保

- ① 避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。
- ② 要配慮者が避難の指示を受けた場合には、円滑に避難ができるよう特に配慮しなければならない。
- ③ 災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全確保に、十分配慮しなければならない。
- ④ 避難所の選定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分に配慮し、地域の実情に応じた防災知識等の普及啓発等に努めるものとする。
- ⑤ 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(12) 福祉避難所の整備

市は、指定避難所内の一般スペースで生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。更に、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(13) 防災教育・訓練の充実等

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

### 3 社会福祉施設等の対策

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、利用者又は入所者が要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。
- (2) 社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に迅速かつ的確に対処するため、自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、行動計画、緊急連絡体制等を明確にし、夜間時における消防機関等への通報連絡、避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また、平常時から市との連携の下に、施設相互間等、近隣住民及びボランティア組織等と、入所者等の実態に応じた協力が得られるよう体制の強化を図る。
- (3) 社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報のための自動通報装置の設置等、緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立するとともに、施設相互間の連携協力の強化に資するため、市及び防災関係機関等の指導の下に、緊急連絡体制を整える。
- (4) 社会福祉施設等の管理者は、施設職員や入所者の災害時等に関する基礎知識及び、と

るべき行動について啓発を図り、防災教育を定期的を実施する。

また、施設職員や入所者が災害時に適切な行動がとれるよう、各施設の構造や職員、入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、自力避難困難者が入所している施設については、夜間における防災訓練の実施についても努める。

#### 4 援助活動

市は、要配慮者の早期発見に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の確認及び早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の避難状況の確認及び早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、以下の措置を講ずる。

- ① 避難所への移送
- ② 医療機関への移送
- ③ 施設等への緊急入所

(3) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(4) 応援要請

要配慮者の実態状況及び、救助活動状況を把握し、県や近隣市町等へ災害協定等に基づき応援を要請する。

(5) 医療機器依存度の高い要配慮者への対策

在宅で、生命維持のために医療機器を日常的に使用している要配慮者に対して、停電時電源確保手段として、以下の施設で持参したポータブル蓄電池等に充電を行う仕組みを構築し、生命の安全保障を図るものとする。なお、充電のできる対象者については、予め個別避難計画を作成するよう努める。

- ① 始良市役所本庁舎
- ② 始良市役所加治木支所
- ③ 始良市役所蒲生支所

#### 5 外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難所・避難場所等、道路標識等の表示の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の啓発、実施

## 第 2 章

# 災害応急対策



## 第2章 災害応急対策

### 【活動体制の確立】

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。また、平時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

### 第1節 応急活動体制の確立

全部

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 第1 応急活動体制の確立

##### 1 災害対策本部設置前の初動体制

###### (1) 情報連絡本部体制の確立

市内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、総務部危機管理課職員及び消防本部警防課職員（通信指令室当務職員）による情報連絡本部体制を確立する。また、危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合は、危機管理事象の所管課において情報収集体制をとり、情報収集や危機事象への対応を行う。

###### (2) 災害警戒本部の設置

- (1) 小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置するものとする。
- (2) 警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務部長を、また、副本部長は危機管理監兼危機管理課長を充てる。
- (3) 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した市の職員をもって充てる。

## 2 災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。
  - (ア) 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
  - (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。
  - (ウ) 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- (2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれなくなり災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。
- (3) 本部を設置又は廃止したときは、県（危機管理防災課及び始良・伊佐地域振興局）、関係機関、住民等に対し、通知公表する。

### 災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県 (危機管理防災課及び 始良・伊佐地域振興局)	災害対策本部事務局	電話その他迅速な方法
市 各 対 策 部 長	災害対策本部事務局 総務対策部総務班	庁内放送、電話その他迅速な方法
始 良 警 察 署	災害対策本部事務局 総務対策部総務班	電話その他迅速な方法
報 道 機 関	総務対策部広報班	電話その他迅速な方法
各 現 地 班	災害対策本部事務局 総務対策部総務班	庁内放送、電話その他迅速な方法
一 般 市 民	災害対策本部事務局 総務対策部総務班 総務対策部広報班	防災行政無線、メール配信、広報車、放送施設、その他迅速な方法

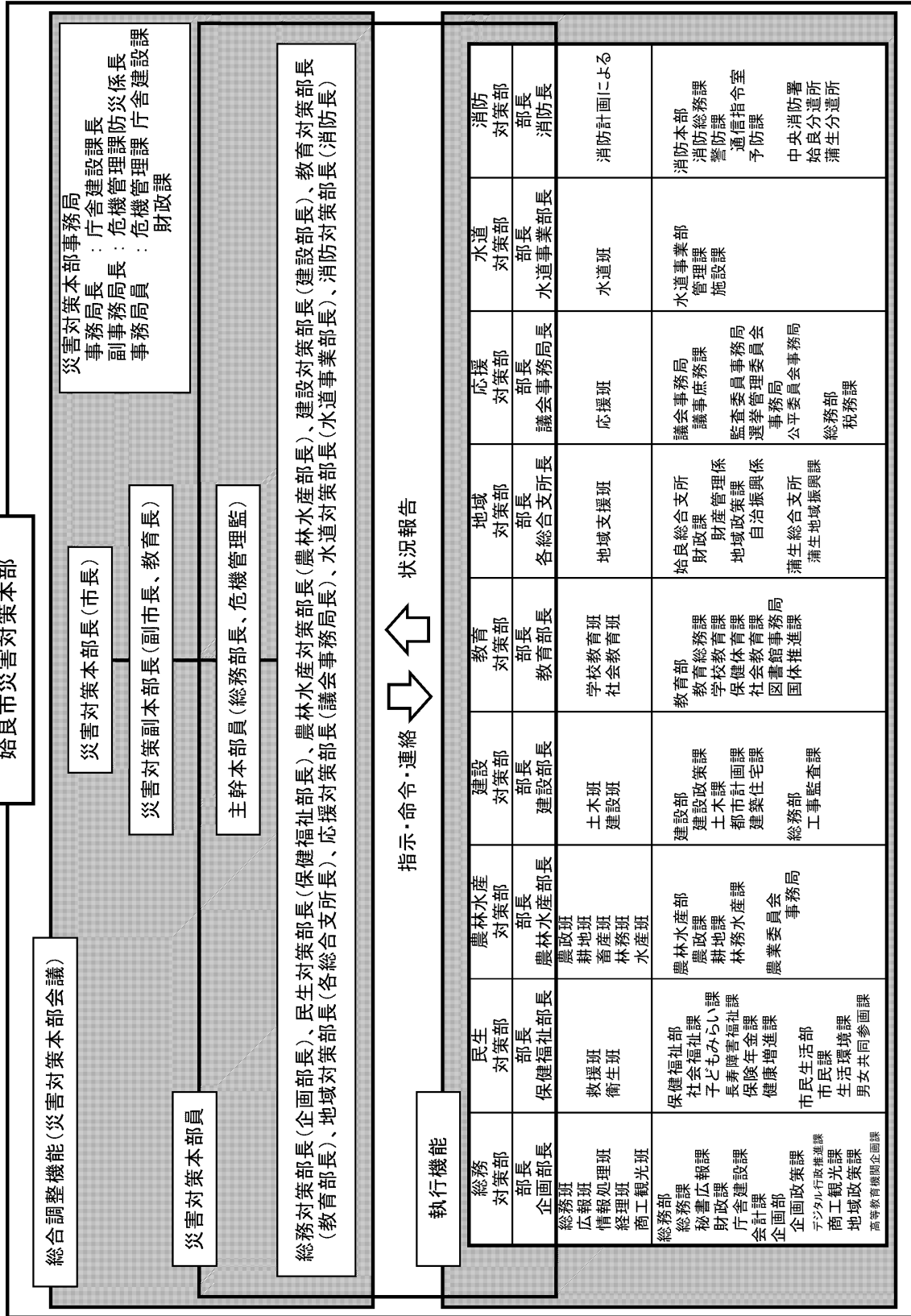
- (4) 設置場所：加治木総合支所  
(加治木総合支所被災の場合は、始良市役所本庁2号館に設置)
- (5) 現地対策本部の設置及び閉鎖：本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。現地対策本部は、「始良市現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する

## 3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、構成、所掌事務は別表第1および別表第2のとおりとする。

別表第1

始良市災害対策本部組織図



## 4 動員配備体制

本庁における職員の動員配備基準は次表による。

体制	基準	参集・配備基準	動員の内容
情報連絡本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に各種の気象警報等が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部危機管理課</li> <li>消防本部警防課（通信指令室当務員）</li> <li>危機事象が発生し、又は発生の恐れがある場合は、危機管理事象の所管課</li> </ul>	<p>関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行い、危機事象への対応を行う。</p>
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に小規模な災害が発生したとき。</li> <li>市内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務部危機管理課</li> <li>各対策部長及びその他必要と認める人員</li> </ul>	<p>災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る</p>
災害対策本部体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（避難指示の発令が必要とされる事態）</li> </ul>	<p>災害対策本部規定第11条の規定により部長があらかじめ指定した配備要員</p> <p>災害対策支部を設置し、災害の規模、程度に応じて、市の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。</p>
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合</li> </ul>	
	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員を必要とする場合</li> </ul>	

## 5 各部・各班の所掌事務

別表第2

(第8条関係)

各部・各班の所掌事務

対策部名	班名	所 掌 事 務
災害対策本部事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本部会議に関すること。</li> <li>(2) 災害対策本部等全般の庶務に関すること。</li> <li>(3) 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。</li> <li>(4) 国、県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用及び運用の調整に関すること。</li> <li>(6) 気象情報、河川等の諸情報の収集に関すること。</li> <li>(7) 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関すること。</li> <li>(8) 県に対する災害報告に関すること。</li> <li>(9) 災害対策要員の配備、招集、編成及び出動に関すること。</li> <li>(10) 高齢者等避難、避難指示の発令及び解除に関すること。</li> <li>(11) 避難等施設の指定に関すること。</li> <li>(12) 避難等指定施設の開設及び避難所責任者等の派遣に関すること。</li> <li>(13) 被災者の避難及び誘導に関すること。</li> <li>(14) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。</li> <li>(15) 災害現場の巡視及び警戒に関すること。</li> <li>(16) 災害現場における人員配置に関すること。</li> <li>(17) 自衛隊の派遣要請等に関すること。</li> <li>(18) 避難所開設に関すること。</li> <li>(19) 防災無線に関すること。</li> <li>(20) その他災害対策に有効と考えられること。</li> <li>(21) 災害協定に基づく、支援等要請に関すること。</li> </ul>
総務対策部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総務対策部総括に関すること。</li> <li>(2) 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。</li> <li>(3) 災害現場における人員の確保に関すること。</li> <li>(4) 報道関係者との連絡に関すること。</li> <li>(5) 気象情報、河川等の諸情報の収集に関すること。</li> <li>(6) 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関すること。</li> <li>(7) その他、災害対策本部事務局の補佐に関すること。</li> </ul>
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報に関すること。</li> <li>(2) 災害状況の写真撮影に関すること。</li> <li>(3) 災害事務のための車両の調整に関すること。</li> <li>(4) 災害視察に関すること。</li> <li>(5) 報道機関への広報依頼及び連絡調整に関すること。</li> <li>(6) 本部長が特に命じたこと。</li> </ul>
	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集の取りまとめに関すること。</li> <li>(2) 避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関すること。</li> <li>(3) 住民情報等のデータの出力に関すること。</li> <li>(4) 公共の交通機関の運航状況に関すること。</li> <li>(5) その他、災害対策本部事務局の補佐に関すること。</li> </ul>

総務対策部	経理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。</li> <li>(2) 市有財産の災害調査に関する事。</li> <li>(3) 庁内の非常用電源に関する事。</li> <li>(4) 災害対策連絡車及び運送車両の配車計画に関する事。</li> <li>(5) 災害時における施設、機材の利用に関する事。</li> <li>(6) 拠出者等に対する礼状等の発送に関する事。</li> </ul>
	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工会との連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>(3) 観光客に対する災害情報の提供に関する事。</li> <li>(4) 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事。</li> </ul>
民生対策部	救援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生対策部総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。</li> <li>(3) 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。</li> <li>(4) 義援金等の受領、保管及び配分に関する事。</li> <li>(5) 救護物資の受領及び配給に関する事。</li> <li>(6) 災害時における主要食料その他必要物資の調達及び斡旋に関する事。</li> <li>(7) 救助状況の報告に関する事。</li> <li>(8) 被災者の移送に関する事。</li> <li>(9) 市民の安否確認に関する事。</li> <li>(10) 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 日本赤十字社、地区医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(12) 保育園、社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(13) 救護所の設置及び運営に関する事。</li> <li>(14) 感染症の発生予防対策に関する事。</li> <li>(15) 救護チームの編成及び派遣に関する事。</li> <li>(16) 医療救護及び助産に関する事。</li> <li>(17) 医療関係施設の被害調査及び災害対策に関わる保健所との連絡調整に関する事。</li> <li>(18) 要配慮者等の実態把握、情報提供及び避難支援に関する事。</li> <li>(19) 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事。</li> <li>(20) 被服、寝具その他生活必需品の確保に関する事。</li> <li>(21) 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関する事。</li> <li>(22) 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>(23) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び民生対策部長への報告に関する事。</li> </ul>
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害地域の消毒及び防疫計画に関する事。</li> <li>(2) 災害地域のし尿くみ取り及び廃棄物の運搬処分計画並びに実施に関する事。</li> <li>(3) ごみ収集計画に関する事。</li> <li>(4) 災害時における感染症その他衛生施設の災害調査に関する事。</li> <li>(5) 遺体の収容・火葬に関する事。</li> <li>(6) 墓地災害に関する事。</li> <li>(7) 災害に係る公害の処理調査及び毒物・劇物の災害状況調査に係る保健所との連絡調整に関する事。</li> <li>(8) 外国人に対する災害情報に関する事。</li> <li>(9) 災害時における衛生広報に関する事。</li> <li>(10) 被災した犬、猫等に係る獣医師との連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び民生対策部長への報告に関する事。</li> </ul>

農林水産対策部	農政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林水産対策部総括に関すること。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関すること。</li> <li>(3) 農作物等への被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>(4) 農作物の病害虫の防除に関すること。</li> <li>(5) 災害時における食料対策に関すること。</li> <li>(6) 関係機関、農業団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>(7) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。</li> </ul>
	耕地班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地、農業用施設の災害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>(2) 関係機関、水利組合等との連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。</li> </ul>
	畜産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家畜、畜産施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>(2) 家畜伝染病の防除に関すること。</li> <li>(3) 災害時における飼料対策に関すること。</li> <li>(4) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。</li> </ul>
	林務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 山林及び林産物の被害調査並びに応急復旧に関すること。</li> <li>(2) 林道、林業施設等の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>(3) 森林組合との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>(5) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。</li> </ul>
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 漁港、海産物等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>(2) 漁業組合との連絡調整に関すること。</li> <li>(3) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。</li> </ul>
建設対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設対策部の統括に関すること。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関すること。</li> <li>(3) 道路、橋りょう、堤防、河川等公共土木関係施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関すること。</li> <li>(4) 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関すること。</li> <li>(5) 地すべり、土砂崩れによる災害対策に関すること。</li> <li>(6) 水防倉庫、水門等の維持管理等及び河川堤防の巡視に関すること。</li> <li>(7) 避難路、輸送路の確保に関すること。</li> <li>(8) 道路啓開及び障害物除去の支援要請に関すること。</li> <li>(9) 災害における通行止め及び迂回路等の計画及び実施に関すること。</li> <li>(10) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関すること。</li> </ul>

建設対策部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。</li> <li>(2) 被災市営住宅の応急処理に関する事。</li> <li>(3) 建築物の災害対策及び被害調査に関する事。</li> <li>(4) 市営住宅の供給に関する事。</li> <li>(5) 被災住宅復興資金に関する事。</li> <li>(6) 応急仮設住宅の建設、供与に関する事。</li> <li>(7) 避難所に対するトイレ等の設置に関する事。</li> <li>(8) 建築工事関係者との連絡調整に関する事。</li> <li>(9) 所管ポンプ場の運転に関する事。</li> <li>(10) 公園施設などでの避難受入れの調整及び協力に関する事。</li> <li>(11) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関する事。</li> </ul>
水道対策部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。</li> <li>(3) 水道関係施設の災害対策に関する事。</li> <li>(4) 被災地の給水計画に関する事。</li> <li>(5) 飲料水の確保、給水に関する事。</li> <li>(6) 水質管理に関する事。</li> <li>(7) 集落排水の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関する事。</li> <li>(8) その他水道の管理に関する事。</li> </ul>
教育対策部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。</li> <li>(3) 教育施設等の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(4) 園児、児童、生徒等の避難受入れの調整及び協力に関する事。</li> <li>(5) 教職員の動員に関する事。</li> <li>(6) 学校給食に関する事。</li> <li>(7) 災害後の教育環境及び保健衛生に関する事。</li> <li>(8) 学校施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。</li> <li>(9) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関する事。</li> </ul>
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育及び社会体育施設の災害調査並びに災害対策に関する事。</li> <li>(2) 史跡及び文化財の被害調査及び保護に関する事。</li> <li>(3) 社会教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。</li> <li>(4) 班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関する事。</li> </ul>
地域対策部	地域支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 支所地域の避難所開設に関する事。</li> <li>(2) 支所地域の情報提供に関する事。</li> <li>(3) 防災無線に関する事。</li> </ul>
応援対策部	応援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災世帯、固定資産等の被害調査に関する事。</li> <li>(2) 罹災証明書に関する事。</li> <li>(3) 被災者の輸送に関する事。</li> <li>(4) 自衛隊派遣部隊の受入れに関する事。</li> <li>(5) 特別に応援を求められた事。</li> </ul>

消防 対策 部		消防本部の定める消防計画に関すること。
---------------	--	---------------------

## 6 動員方法

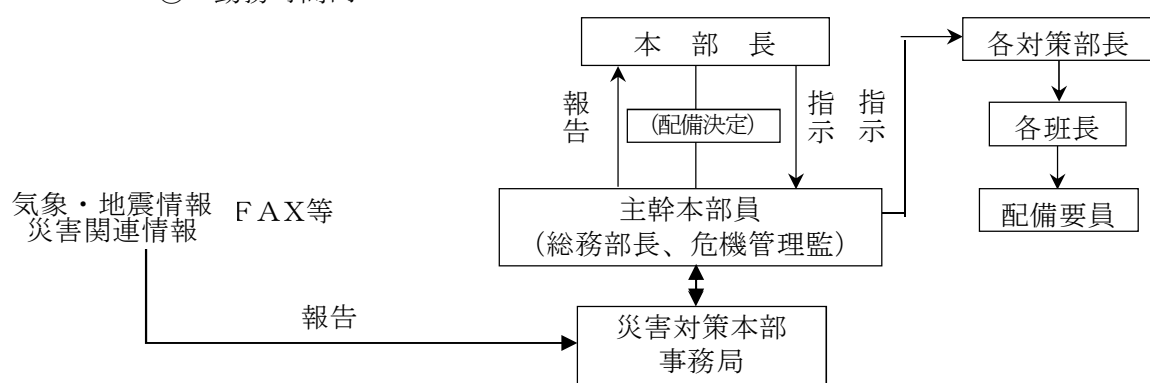
### (1) 災害発生（おそれがある場合を含む。）の動員

- (1) 職員（勤務時間外にあつては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに災害対策本部事務局に連絡し、災害対策本部事務局は総務部長、危機管理監兼危機管理課長へ連絡する。
- (2) (1)の通報を受けた総務部長は必要に応じ関係職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

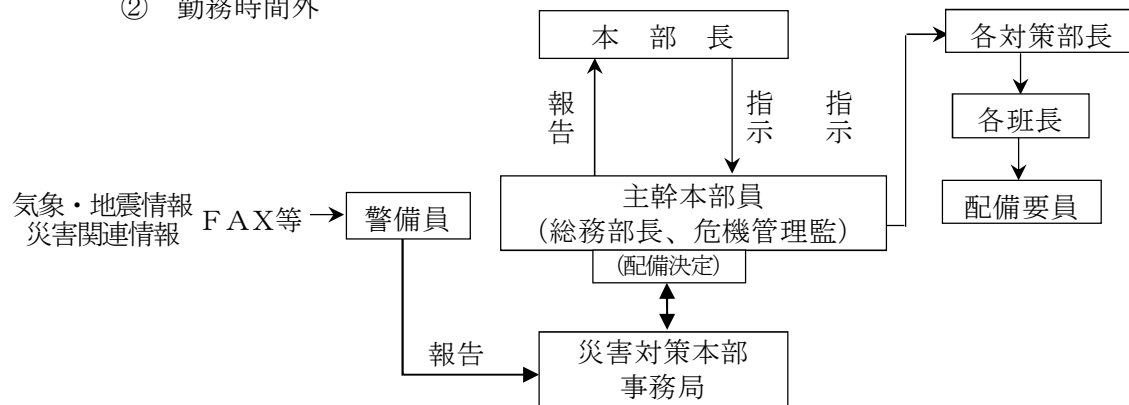
### (2) 動員職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

- (1) 配備要員の動員は、次の系統により行う。

#### ① 勤務時間内



#### ② 勤務時間外



- (2) 対策部長は勤務時間外における班長、配置要員に対する連絡方法を始良市防災・地域情報メール職員参集システムの活用等あらかじめ定めておく。
- (3) 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。

## 第2 災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立

### 1 防災関係機関との協力体制

始良市地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市災害対策本部と防災関係機関は、市内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図る為、相互に緊密な連携の

もとに、応急対策活動を実施する。

## 2 各種団体・組織との協力体制

生活共同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、その推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

## 3 住民との協力体制

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

災害対策本部事務局 総務対策部

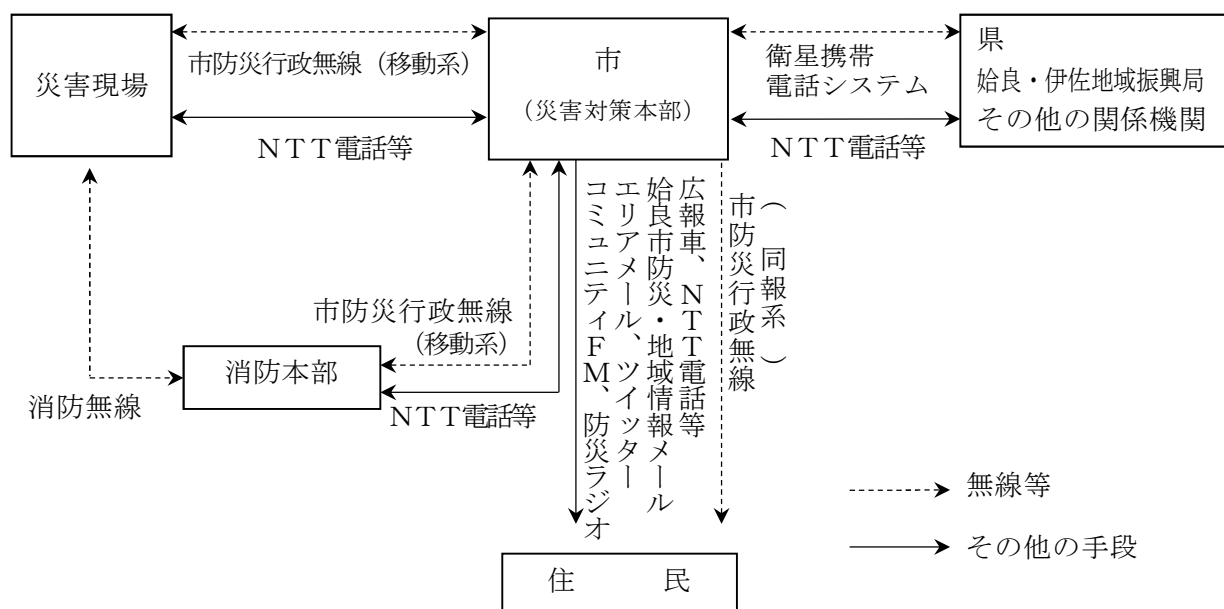
風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、市は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

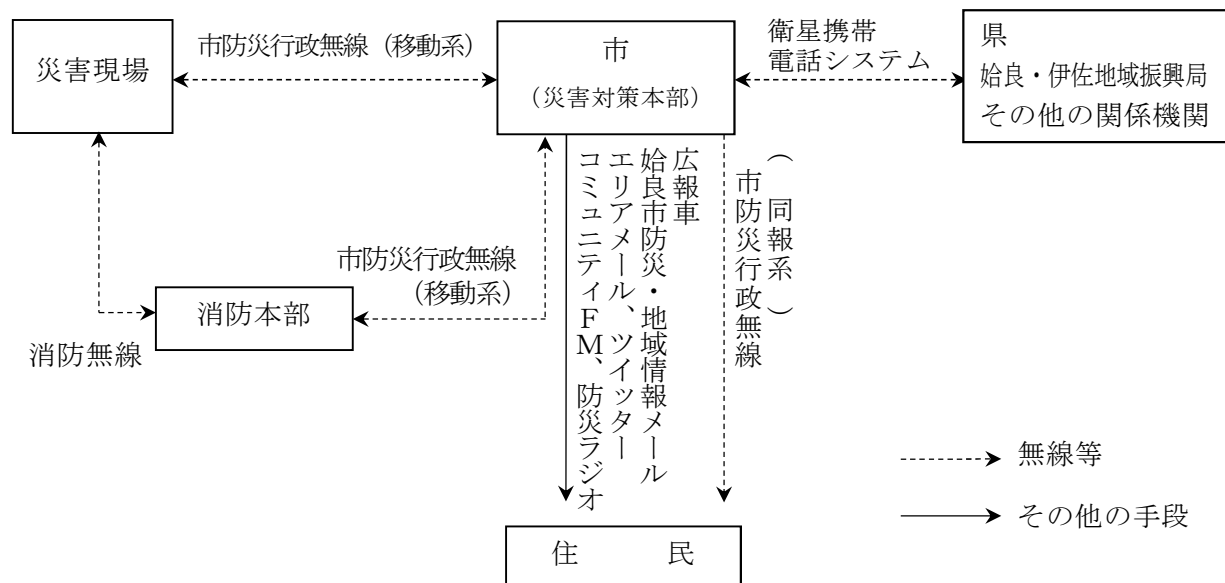
### 第1 市の通信連絡手段の確保・運用

#### 1 通信連絡系統

災害時の市の通信連絡系統としては、市防災行政無線・始良市防災・地域情報メール・エリアメールを基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。



通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



大規模災害（NTT 電話等が使用できない場合）

## 2 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ有効な手段としてのオフトーク通信等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

### 第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

#### 1 各機関が保有する通信施設の運用

市は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を把握し、緊急時に活用できる体制を確立する。

#### 2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

## 第3節 災害救助法の適用及び運用

総務対策部 民生対策部

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて市は災害救助法を運用する。

### 第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために、市長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

法第23条及び令第8条に定められている救助の種類は次のとおりである。

- ① 避難所収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋 葬
- ⑩ 死体の捜索・処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

### 第2 災害救助法の適用基準

#### 1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 市の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

### 始良市の災害救助法適用基準

人 口 (令和4年1月1日現在)	基 準	
	1号	2号
77,904人	80世帯	40世帯

## 2 救助の実施程度、方法及び期間

救助の実施程度、方法及び期間については、県防災計画に準じるものとする。

## 第3 被災世帯の算定基準

### 1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

### 2 住家の滅失等の認定

#### (1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

#### (2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

#### (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

## 3 世帯及び住家の単位

### (1) 世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

### (2) 住 家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わ

ない。

#### **第4 災害救助法の適用手続き**

災害に対し、市における災害が、本節第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

## 第4節 広域応援体制

総務対策部 消防本部

大災害が発生した場合、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

### 第1 応援の受け入れ体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援期間の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

### 第2 消防機関の応援協力

始良市消防計画による。

### 第3 県及び市町村相互の応援協力

#### 1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等による応援

市は災害が発生し、本市のみでは十分な災害応急対策を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」及び災害対策基本法に基づき、迅速に応援を要請する。

- (1) 隣接市町村は、応急措置の実施について相互に応援協定を行うものとする。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられる場合は、県災害対策本部始良・伊佐支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部始良・伊佐支部等は、自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし、県災害対策本部等は、自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

#### 2 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、市は県に対し、その調整を要請する。

#### 3 市内所在機関相互の応援協力

災害が発生し又はまさに発生しようとする場合、市は実施する応急措置について、市の

区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣要請

災害対策本部事務局 総務対策部

災害に際し人命、財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期するものである。

### 第1 実施責任者

#### 1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自己の判断又は市長の要請依頼により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長が直接通知することができる。この場合は、速やかにその旨を知事（関係各部長経由）に通知するものとする。

#### 2 災害派遣実施

自衛隊の災害派遣の実施は、次に掲げる実施権者が原則として知事等の要請により実施するが、緊急を要する場合は要請を待たないで実施する。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| ① 陸上自衛隊 | 西部方面総監             |
| ② 〃     | 第8師団長              |
| ③ 〃     | 国分駐屯地司令（第12普通科連隊長） |
| ④ 海上自衛隊 | 佐世保地方総監            |
| ⑤ 〃     | 第1航空群司令            |
| ⑥ 〃     | 鹿屋教育航空群司令          |
| ⑦ 航空自衛隊 | 新田原基地司令            |

#### 3 災害派遣受入れ

市長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受入れに必要な措置を行う。

### 第2 災害派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団、その他では対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、この予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

### 第3 市長の災害派遣依頼要領

#### 1 派遣要請依頼の担当

市長が行う自衛隊派遣要請依頼及び自衛隊に対する通知についての担当は、主幹本部長（危機管理監兼危機管理課長）及び、災害対策本部事務局とする。

## 2 災害派遣要請依頼

### (1) 要請依頼の要望

各部長は、所管の対策業務について要請基準による自衛隊派遣の必要を認めるときは、要請依頼の要望を行うものとする。

### (2) 要請依頼

主幹本部員（総務部長及び、危機管理監兼危機管理課長）は、各部長から要請依頼を受けたとき、又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めるときは、市長に報告しその指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じた県の関係各部長を経由して知事へ文書による要請依頼を行うものとする。この場合、第4に掲げる要請依頼要件を明示するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、市長の指示により災害派遣実施権者に対し派遣を直接通知し、知事にその旨を報告するものとする。この場合は、事後速やかに知事に対し正式な要請依頼を行うものとする。

## 第4 自衛隊派遣要請依頼要件

自衛隊の派遣を要請依頼又は直接通知するときは、次の諸点を明示して行うものとする。

- ① 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

## 第5 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

### 1 自衛隊関係機関

区分	自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
	部隊名	主管課		
要 請 先	陸	陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島 2-4-14 0995-46-0350 内線 235、237
		陸上自衛隊第8師団司令部	第3部 防衛班	熊本市清水町八景水谷 2-17-1 096-343-3141 内線 214、233
		陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課 運用班	熊本市東町 1-1-1 096-368-5111 内線 2255、2256
	海	海上自衛隊第1航空群	司令部 幕僚室	鹿屋市西原 3-11-2 0994-43-3111 内線 2222
		海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18 0956-23-7111 内線 3222
	空	航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 15981 09833-5-1121 内線 232
通報先	自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1 099-253-8920	

## 2 災害派遣要請事務担当者

災害派遣要請事務担当者		所在地	電話番号
災害派遣要請機関	主管課		
鹿児島海上保安部	警備救難課	鹿児島市泉町 18-2-50	099-222-6681
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
	総務部	人事課	〃 〃
	県民生活局	生活・文化課	〃 〃
	環境林務部	環境林務課	〃 〃
	保健福祉部	保健医療福祉課	〃 〃
	農政部	農政課	〃 〃
	土木部	監理課	〃 〃
	〃	河川課	〃 〃
	商工労働水産部	商工政策課	〃 〃
	教育委員会	総務福利課	〃 〃
	出納局	会計課	〃 〃
	警察本部	警備課	〃 〃

鹿児島県庁（代表）099-286-2111

## 第6 派遣部隊の活動内容

派遣部隊が実施する業務は、部隊の人員、装備、派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により、おおむね次のとおりである

- ① 被害状況の把握
- ② 避難の援助
- ③ 遭難者等の捜索救助
- ④ 水防活動
- ⑤ 消防活動
- ⑥ 道路又は水路の啓開
- ⑦ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 人員及び物資の緊急輸送
- ⑩ 炊飯及び給水の支援
- ⑪ 救助物資の無償貸与又は譲与
- ⑫ 交通規制の支援
- ⑬ 危険物の保安及び除去
- ⑭ その他部隊が対処し得る業務

## 第7 派遣部隊の受入れ

### 1 所 管

災害派遣部隊の受入れ措置については、総務対策部長及び関係対策部長とし、派遣部隊との緊密な連携のもとに、次の措置を実施するものとする。

### 2 事前措置

- (1) 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。
- (2) 派遣部隊の宿泊所、車両、器材の保管場所の準備。
- (3) 派遣部隊が使用する機械、器具、材料、消耗品等の準備。なお、準備を要する諸器材で、市において準備できないものについては、県にその協力を依頼し、なお不足する場合は、派遣部隊が携行する器材等を使用するものとする。
- (4) 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容、場所、作業に要する人員の配置等に関する計画の作成。

### 3 派遣部隊到着後の措置

- (1) 派遣部隊の集結地への誘導
- (2) 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置
- (3) 市が準備する器材類の品目、数量、集荷場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議
- (4) 派遣部隊の撤収時期等に関する協議
- (5) その他必要と認められる措置

## 第8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊の装備にかかるものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

## 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

総務対策部 建設対策部 農林水産対策部 消防本部

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

### 第1 従事命令等による労働力の確保

#### 1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法 第71条第1項	知事
	協力命令	災害対策基本法 第71条第2項	知事 (委任を請けた場合市長)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法 第65条第1項	市長
		災害対策基本法 第65条第2項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法 第65条第3項	自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

## 2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は、次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医師、歯科医師又は薬剤師</li> <li>(2) 保健師、助産師又は看護師</li> <li>(3) 土木技術者又は建築技術者</li> <li>(4) 大工、左官又はとび職</li> <li>(5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者</li> <li>(6) 自動車運送業者及びその従業者</li> <li>(7) 船舶運送業者及びその従業者</li> <li>(8) 港湾運送業者及びその従業者</li> </ul>
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令)	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般 (警察官職務執行法による警察官の従事命令)	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

## 第7節 ボランティアとの連携等

民生対策部

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、市ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

### 第1 ボランティアの受入れ、支援体制

#### 1 ボランティア活動に関する情報提供

市は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

#### 2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター及び近隣支援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

##### (1) 災害ボランティアセンターにおける対応

市社会福祉協議会は、市と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として災害ボランティアセンターを設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

##### (2) 近隣支援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、近隣支援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、災害ボランティアセンターを支援する。

### 第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、救援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、現地本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

## 【緊急避難期の応急対策】

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

### 第8節 気象情報等の収集・伝達

災害対策本部事務局 総務対策部 消防対策部

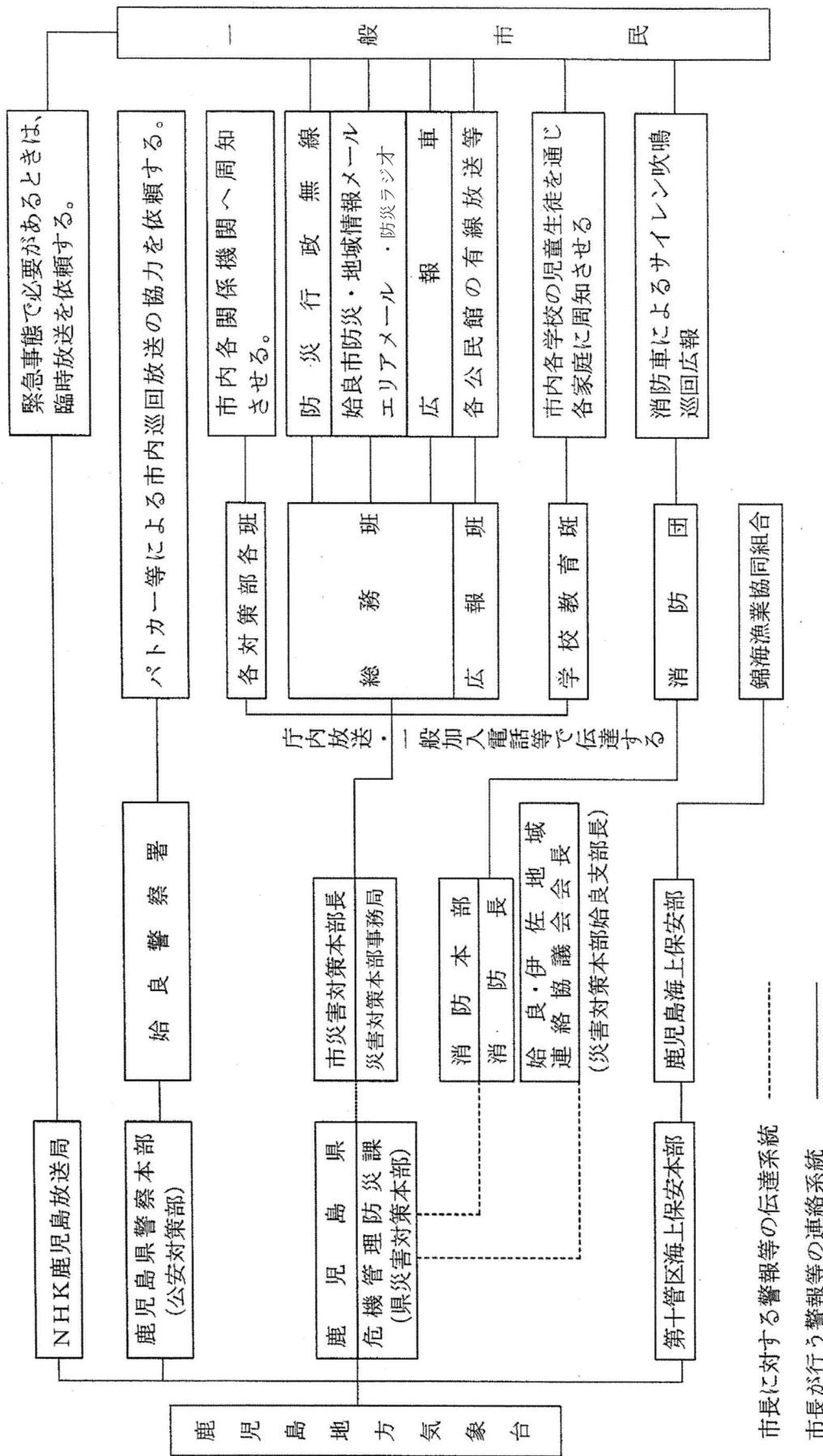
市は、風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台や県から発表される次の情報等を収集し、また、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

#### 第1 情報の種類

- ① 特別警報、気象警報等（鹿児島地方気象台）
- ② 土砂災害警戒情報（鹿児島地方気象台・県）
- ③ 雨量、河川水位等（県）
- ④ 水防警報（県）

#### 第2 警報の受領責任及び伝達方法

- (1) 関係機関から通報された気象警報等は、災害対策本部事務局（総務部危機管理課）において受領する。
- (2) 勤務時間外にあつては、警備員を経て、危機管理監兼危機管理課長に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により受領及び通報を受けた危機管理監兼危機管理課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告するものとする。
- (4) 授受担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、次のとおりとする：本庁（正）危機管理監兼危機管理課長、（副）危機管理課長補佐兼防災係長
- (5) 警報等受領した伝達担当員は、始良市防災・地域情報メール職員参集システム等を活用し、周知伝達するものとする。



市長に対する警報等の伝達系統  
 市長が行う警報等の連絡系統

気象予警報等の伝達系統図

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害対策本部事務局 総務対策部

本計画は、市災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

### 第1 災害情報の収集・伝達

市は、市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力を基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

#### 1 収集すべき災害情報等の内容

- ① 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- ② 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ③ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- ④ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- ⑤ 出火件数又は出火状況
- ⑥ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- ⑦ 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- ⑧ ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- ⑨ 避難状況、救護所開設状況
- ⑩ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

#### 2 災害情報等の収集

##### （1）市による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、登庁後、書類による報告を行うものとする。また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

##### （2）調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

**被害状況の調査分担表**

被害区分	担当		協力団体等
	部	責任者	
市有財産に関する被害	総務部	総務部長	行政連絡員等 施設の管理者
土木、建築（住家）関係の被害	建設部	建設部長	行政連絡員等
農業関係（含畜産）に関する被害	農林水産部	農林水産 部長	行政連絡員等
農地農業用施設に関する被害			JA あいら
林業関係に関する被害			森林組合
漁業関係に関する被害			漁業組合
商工鉱業に関する被害	企画部	企画部長	商工会
災害時における感染症その他衛生施設に関する被害	保健福祉部	保健福祉 部長	行政連絡員等
人等の被害			民生委員
床上、床下浸水の被害			
学校施設に関する被害	教育委員会	教育長	PTA 会長 管理者
消防水防関係の被害	消防本部	消防長	消防団長
社会福祉関係の被害	保健福祉部	保健福祉 部長	行政連絡員等

### 3 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

#### (1) 市における報告情報の集約

市災害対策本部において、前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

#### (2) 市から県等への報告

市は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害の規模の把握のための市から県等への報告は、次のとおり実施する。

##### (1) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- ① 勤務時間外（危機管理監兼危機管理課長の登庁直後）
- ② 勤務時間内（災害発生直後）

##### (2) 人命危険情報の中間集約結果の報告：災害発生後、できる限り早く報告する。

なお、この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要

請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無) が得られていれば、  
県等へ報告・要請する。

- (3) 人命危険情報の集約結果(全体概要)の報告:災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。
- (4) 市は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。
- (5) 市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

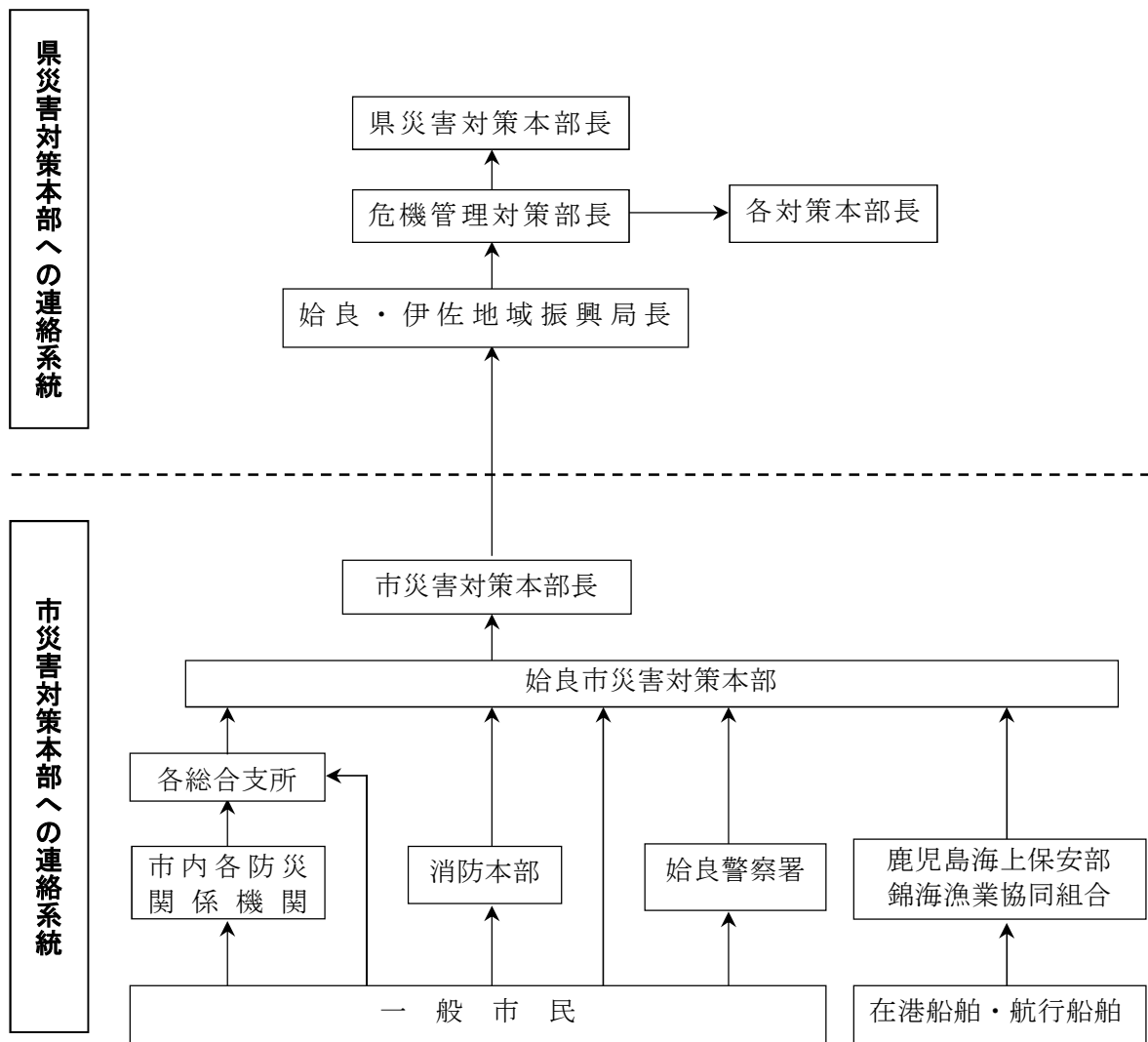
## 第2 災害情報等の報告

### 1 災害情報等の報告系統

市は、市内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

回線別		区分	平日(9:30~18:30) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話		#6-2-048-500-7527	#6-2-048-500-7782
	FAX		#6-2-048-500-7537	#6-2-048-500-7789



災害情報等収集報告系統図

(注)

- (1) 市災害対策本部が設置されていない場合の連絡系統は、市の関係課長に直接通報報告するものとする。
- (2) 緊急を要する場合の連絡は、この系統によらず必要な関係機関に直接緊急通報報告することができる。
- (3) 市内の各防災関係機関は、市災害対策本部に対し被害状況の報告を協力するとともに市災害対策本部との相互間に災害情報の交換を行うものとする。

## 2 災害情報等の種類及び内容

### (1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- (1) 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの。
- (2) 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。
- (3) 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。
- (4) 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

### (2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する。

## 3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

### (1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

- (1) 発見者の通報：異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通 報 先
河川の漏水等水防に関するもの	消防本部、建設部土木課、総務部危機管理課
火災発生に関するもの	消防本部
気象、水象、海難等に関するもの	消防本部、総務部危機管理課、警察署、海上保安部

- (2) 警察署長等の通報：異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに市長に通報するものとする。
- (3) 市長の通報：(1)、(2)及びその他により異常現象を承知した市長は、直ちに次の機関に通報する。
  - ① 気象、水象に関するものは、鹿児島地方気象台
  - ② その異常現象により災害の発生が予想される隣接市町
  - ③ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関
- (4) 市長の気象台に対する通報要領：異常現象を承知した市長は鹿児島地方気象台に次の要領で通報する。
  - ① 通報すべき事項
    1. 気象関係（竜巻、強い降雹等）
    2. 水象関係（台風等に伴う異常潮位、異常波浪等）
    3. 火山関係（噴火現象、噴火以外の火山性異常現象）
  - ② 通報の方法：通報の方法は、電話、FAX 等最も効果的な手段をもって行う。

### (2) (1) 以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

- (1) 各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、災害対策本部事務局を経て市長へ報告するとともに、各対策部の業務に照

応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。

- (2) 各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理のうえ、市長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

#### 4 災害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き、「災害状況即報」によるものとする。

#### 5 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

区 分	被害の判定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。「災害関連死」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
公 共 建 物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 焼 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で

	表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。



## 第10節 広報

災害対策本部事務局 総務対策部

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1 市による広報

#### 1 実施要領

- (1) 各対策部長は、所管事項について広報を必要とする事項は、必ず総務対策部広報班長へ通知する。この場合広報事項は要点を簡潔明瞭にまとめて、書面をもって通知する。
- (2) 総務対策部長は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに広報班長へ通知し、災害広報に万全を期する。
- (3) (1)及び(2)により通知を受けた広報班長は、速やかに住民及び報道関係者へ広報する。
- (4) 広報班は、各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、映画その他の取材活動を実施する。

#### 2 住民に対する広報の方法

- (1) 広報は、内容に応じ次の方法により行う。
  - ① 防災行政無線等
  - ② 始良市防災・地域情報メール、緊急速報（エリアメール等）
  - ③ 広報車の巡回等（消防車を含む。）
  - ④ 新聞、テレビ、ラジオ（コミュニティFM含む。）等の報道機関
  - ⑤ 広報誌、ポスター及びインターネット
- (2) 広報車により広報を行う場合は、原則として、停車し、拡声広報を行う。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行うものとする。

#### 3 広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

##### (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（自主避難）、避難の指示

市は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ避難準備に関する広報を実施する。

- ① 注意報及び警報の発令
- ② 災害軽減の事前対策

## (2) 災害発生直後の広報

市は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、各種広報媒体を活用して、次の内容を広報する。

- ① 災害対策本部の設置
- ② 災害応急対策状況
- ③ 災害状況
- ④ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起
- ⑤ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起
- ⑥ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起

## (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

市は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

- ① 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- ② 地区別の避難所の状況
- ③ 混乱防止の呼びかけ：不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、インターネットから情報入手するようなど。
- ④ 安否情報：安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。
- ⑤ 被災者救援活動方針・救援活動の内容
- ⑥ 気象警報などの解除
- ⑦ 災害対策本部の廃止

## 第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

### 1 報道発表の要領

#### (1) 報道機関への情報提供

- (1) 報道機関への情報提供は、「総務対策部広報班」が行う。
- (2) 総務対策部広報班は、提供する情報が一部の報道機関に偏らないように留意し、発表の日時、場所等を各報道機関に周知したうえで行う。
- (3) 直ちに広報する必要がある情報は、積極的に各報道機関に伝達し、テレビ、ラジオ等を通じた広報の協力を要請する。

#### (2) 基本法にもとづく広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して基本法第57条に基づき、緊急警報信号を仕様した放送の要請を依頼する。

- (1) 要請の要件：災害が発生し、または発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。
  - (ア) 事態が切迫し、避難指示、命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。
  - (イ) 通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

## 2 報道機関への要請並びに発表する広報内容

- ① 雨量・河川水位等の状況〔発表〕
- ② 災害対策本部の設置の有無〔発表〕
- ③ 被災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- ④ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕
- ⑤ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕
- ⑥ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕
- ⑦ 避難状況等〔発表〕
- ⑧ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)

- ・ 被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
  - ・ 安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。
  - ・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
  - ・ まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。（梱包を解かなくて済む。）
- ⑨ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕
  - ⑩ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕
  - ⑪ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕
  - ⑫ 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕

## 第3 その他の関係機関等への広報の要請

### 1 ライフライン関係機関への要請

災害時に市（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、市は、住民等からの通報内容で、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

### 2 その他の防災関係機関への要請

#### (1) 九州電力株式会社 霧島営業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

#### (2) 西日本電信電話株式会社 鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

#### (3) (社) 鹿児島県危険物安全協会

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる事故防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

#### (4) バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、停留所等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車及び報道機関等により住民への周知に努める。

## 第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

総務対策部 建設対策部 農林水産対策部 消防対策部

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、市は、消防本部へ消防団の出動要請を行い、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害応急対策を実施する。

### 第1 河川災害の応急対策（水防活動）

河川災害の応急対策（水防活動）は、「始良市水防計画」に基づき、以下の活動を行う。

#### 1 水防体制の確立

市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水防施設の応急復旧措置を図るため、本章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもって当たるものとする。

#### 2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

市は、本章第8節「気象警報等の収集・伝達」に定めた方法に基づき、気象注意報・警報や水防警報を収集・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測の情報を把握するとともに、関係機関へ通報する。

また、これらの情報に留意し、河川管理者等と協力し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

#### 3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

市は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

##### （1）護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

##### （2）河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

##### （3）河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

##### （4）その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ① 出動・監視・警戒及び水防作業
- ② 通信連絡及び輸送
- ③ 避難のための立退き
- ④ 水防報告と水防記録

⑤ その他

## 第2 土砂災害の応急対策

### 1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害応急体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

### 2 危険箇所周辺の警戒監視

市は、斜面崩壊や土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

### 3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

#### （1）土砂災害の応急措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、市において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

#### （2）警戒避難体制の確立

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

#### （3）専門家の派遣による支援

市は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

#### （4）土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

市は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

## 第12節 消防活動

総務対策部 消防対策部

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、市は、「始良市消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

### 第1 市・住民による消防活動

#### 1 消防本部等による消防活動

始良市消防計画による。

#### 2 住民・自主防災組織、事業所による消防活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

##### (1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

##### (2) 自主防災組織

(1) 消火器等を活用して初期消火に努める。

(2) 消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

##### (3) 事業所

(1) 火災緊急措置：火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 災害拡大防止措置：危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

### 第2 他の消防機関に対する応援要請

始良市消防計画による。

## 第13節 避難の指示、誘導

災害対策本部事務局 総務対策部 民生対策部 応援対策部 教育対策部

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる。

- (1) 市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとし、市長に事故があるときは副市長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う：なお、市内小、中学校における児童生徒の集団避難は、市長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。
- (2) 市長の避難指示権等は次のとおりである。
  - ① 高齢者等避難 全災害に 市長
  - ② 避難の指示 全災害に 市長（災害対策基本法第60条）
  - ③ 緊急安全確保 全災害に 市長（災害対策基本法第60条）
  - ④ 避難所開設及び収容 知事又は市長

### 第1 要避難状況の早期把握・判断

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

##### (1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防団等は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

##### (2) 斜面災害防止のための避難対策

本市における地形・土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。市・消防団等は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要

な対策を講ずる。

### 3 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見したりする等、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆 候
がけ崩れ	(1) がけにひび割れができる。 (2) がけから水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。
土石流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため）

## 第2 避難の指示の実施

### 1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、市長は関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるものとする。

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

#### (1) 高齢者等避難の基準

- (1) 暴風の場合：暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合（風速が20m/s位に更に強まっていくときのような場合）
- (2) 豪雨の場合：相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合（連続雨量が100mmを超えた場合は時間雨量30mmを超えたときのような場合、その他の場合時間雨量40mmを超えるような場合）
- (3) 洪水、高潮の場合：河川については、河川水位が氾濫警戒情報（警戒レベル3相当）をこえたとき。高潮については、高潮の起こる恐れが予想される場合。

#### (2) 避難指示の基準

- (1) 暴風の場合：引き続き風速が強まり災害の発生が予想され、生命、身体の危険が迫ってきたとき。（風速が20m/s以上となり、更に強まっていくことが予想

される場合)

- (2) 豪雨の場合：相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合（連続雨量が150mmを超えた場合は時間雨量50mmを超えたときのような場合、その他の場合は時間雨量60mmを超えたような場合）
- (3) 洪水、高潮の場合：河川については、河川水位が氾濫危険情報（警戒レベル4相当）をこえたとき。高潮については、高潮による被害が発生又はその恐れがある場合。
- (4) 白浜地区においては、鹿児島国道事務所から国道10号重富・磯間の通行止めの連絡があったとき。
- (5) その他の場合：周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当の危険が迫ってきたとき、又は土砂災害警戒情報が発表された場合。

### (3) 緊急安全確保の基準

暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が避難指示の段階より悪化し、更に特別警報等が発表され、災害の発生が確認された場合、または、切迫している場合。

ただし、災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではありません。

### 避難指示等一覧（3類型）

類 型	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象警報が発表された場合</li> <li>・ 暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合（風速が20m/s位に更に強まっていくときのような場合）</li> <li>・ 相当な豪雨で短時間に予想される場合（連続雨量が100mmを超えた場合は、時間雨量30mmを超えたときのような場合。その他の場合は時間雨量40mmを超えるような場合）</li> <li>・ 河川の水位が「氾濫警戒情報（警戒レベル3相当）」を超え、なお、水位の上昇が見込まれる場合</li> <li>・ 火山噴火レベルが4で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が高まった場合</li> <li>・ 津波注意報が発表された場合</li> <li>・ 高潮の起こる恐れが予想される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>

<p style="text-align: center;"><b>避難指示</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴風による風速が強まり災害の発生が予想され、生命、身体の危険が迫ってきた場合（風速が 20m/s 以上となり、更に強まっていくことが予想される場合）</li> <li>・ 相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合（連続雨量が 150mm を超えた場合は時間雨量 50mm を超えたときのような場合。その他の場合は時間雨量 60mm を越えたような場合）</li> <li>・ 河川の水位が「警戒危険情報（警戒レベル4相当）」を超え、なお水位の上昇が見込まれる場合</li> <li>・ 河川堤防の決壊等の兆候、又は上流域の決壊により、危険であると認められる場合</li> <li>・ 地すべり、山崩れ等の兆候が見られ、危険であると認められる場合</li> <li>・ 白浜地区においては、鹿児島国道事務所から国道 10 号重富・磯間の通行止めの連絡があった場合</li> <li>・ 火山の噴火警戒レベルが5で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している場合</li> <li>・ 鹿児島湾内及び近隣近海で津波が発生し、津波警報が発表されたとき。又は近隣近海で津波が発生し、大津波警報が発表されたとき</li> <li>・ 高潮による被害が発生又はその恐れがある場合</li> <li>・ 周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当の危険が迫ってきた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所等への避難行動を開始</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>緊急安全確保</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が避難指示の段階より悪化し、更に特別警報等が発表され、災害の発生が確認された場合、または、切迫している場合。 ただし、災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令される情報ではありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示で危険な場所から全員避難する。</li> <li>・ 自らの命を守る最善の行動をとる。</li> </ul>

#### (4) 「警戒レベル」を用いた避難指示等の発令について

避難情報に関するガイドラインの改訂（内閣府）

災害対策基本法が令和3年に改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）：5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考としていただけるよう、これまでの「避難指示等に関するガイドライン」の名称を含め、「避難情報に関するガイドライン」に改定されました。

##### ① 水害・土砂災害の防災情報の伝達手段の改訂

市民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、従来の避難指示等に加えて、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することとなり、取るべき行動の対応が下記表のとおり明確化されました。

警戒レベル	避難情報等	市民が取るべき行動
5 【市町村発令】	緊急安全確保	災害が発生している又は、切迫している。直ちに命を守る最善の行動をとる。
4 【市町村発令】	避難指示	災害が発生するおそれが極めて高く、危険な場所から全員避難する。
3 【市町村発令】	高齢者等避難	避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は危険な場所から避難する。
2 【気象庁発表】	大雨・洪水・高潮 注意報	避難の準備を進め、自ら避難先や避難ルートを確認する。
1 【気象庁発表】	早期注意情報	災害への心構えを高める。

## 2 市の実施する避難措置

### (1) 避難者に周知すべき事項

市域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ① 避難すべき理由（危険の状況）
- ② 避難の経路及び避難先
- ③ 避難先の給食及び救助措置
- ④ 避難後における財産保護の措置

### (2) 避難対策の通報・報告

- (1) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (2) 避難行動要支援施設への通報に配慮する。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を危機管理防災課に報告する。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

### 3 避難指示等の実施要領

- (1) 避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 避難準備は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。
- (3) 避難準備に際しては、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を指示する。
- (4) 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長に通知しなければならない。
- (5) 市長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課長及び始良・伊佐地域振興局長）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

### 4 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法で周知徹底を図る。

- ① 関係者による直接口頭又は拡声器等による伝達
- ② 防災行政無線、始良市防災・地域情報メール、緊急速報（エリアメール等）、電話、その他特使等の利用により伝達する。
- ③ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- ④ 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- ⑤ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- ⑥ Lアラート（災害情報共有システム）、コミュニティFM、データ放送等を含めた複数の方法による伝達

防災信号の種類

区分	掲載旗	サイレン	警 鐘
高齢者等 避難	—	5秒 ●— ●— ●— 休止（約15秒）	1点打 ●休止 ●休止 ●
避難指示	赤色	約1分 ●— ●— 休止（約5秒）	連打 ●— ●— ●— ●— ●— ●

### 5 避難の誘導方法

- (1) 地区ごとの避難誘導は、消防団や自主防災組織が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。
- (2) 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。
  - (ア) 暴風の場合は、できるだけ山かげとか堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。

- (イ) 豪雨の場合は、がけ下等の低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。
- (ウ) 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石塀等崩壊しやすい経路は避けること。
- (3) 避難の誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。
  - (ア) 避難所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
  - (イ) 避難経路中危険箇所には、標識、縄張等を施し、誘導員を配置するようにする。
  - (ウ) 誘導に際しては、できるだけ車両、船艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。
  - (エ) 幼児や携帯品等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

## 6 要配慮者の避難対策

要配慮者の避難については、以下の点に留意して優先して行う。

- (1) 市長は、避難を要する要配慮者の掌握に努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により避難所へ誘導する。
- (2) 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

## 7 避難順位及び携帯品等の制限

### (1) 避難順位

- (1) いかなる場合においても要配慮者の避難を優先して行う。
- (2) 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

### (2) 携帯品の制限

- (1) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (2) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

## 8 避難所等の設置

- (1) 指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所及び、津波避難ビルは第6編資料編のとおりとする。(資料4-1-1、4-1-2、4-1-3参照)なお、災害の状況により避難所等を変更したときは、その都度市長が指定し、周知を図る。
- (2) 避難所の開設及び管理は災害対策本部事務局が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護に当たる。
- (3) 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜総務対策部長に報告する。

- (4) 災害救助法による避難所等の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (5) 市長が避難所を設置したときは、知事（危機管理防災課長及び始良・伊佐地域振興局長）に直ちに次の事項を報告する。
  - ① 避難所開設の日時及び場所
  - ② 箇所数及び各避難所の収容人員
  - ③ 開設期間の見込み
- (6) 避難所等の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 危険防止措置：避難所の開設に当たって、市長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (8) 避難が遅れた者の救出・収容：避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

### 第3 学校等における児童生徒等の避難

児童生徒、園児の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

#### 1 避難の指示等の徹底

- (1) 教育長の避難の指示等は、市長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。
- (2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (3) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (4) 校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (5) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (6) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (7) 学校が市地域防災計画に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (8) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

## 2 避難の指示の伝達

学校等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

## 3 学校等における避難誘導

### (1) 在校中の小中学校の児童生徒の避難誘導

- (1) 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- (2) 校長は、おおむね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。
  - ① 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
  - ② 避難所の指定
  - ③ 避難順位及び避難所までの誘導責任者
  - ④ 児童生徒の携行品
  - ⑤ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (3) 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。
- (4) 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- (5) 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
  - (ア) 校長は誘導を必要とする場合は、地区自治公民館ごとに安全な場所まで誘導するなどの処置をとるものとする。
  - (イ) 地区自治公民館ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

### (2) 在園中の園児の避難誘導

幼稚園や保育園の管理者は、災害に備えあらかじめ整備した連絡網を用い、保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

## 第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難

### 1 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、防災機関への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

## 2 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

## 3 避難の指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

## 4 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

## 5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

## 第5 車両等の乗客の避難措置

災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

また、災害その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

## 第14節 救急・救助

総務対策部 民生対策部 消防対策部

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

実施に当たっては始良市消防計画によるほか、次のとおりとする。

### 第1 救急・救助活動

#### 1 救急・救助活動

##### (1) 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

##### (2) 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (1) 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (2) 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- (3) 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

#### 2 救急搬送

- (1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じドクターヘリや県消防・防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターにより行う。
- (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

#### 3 傷病者多数発生時の活動

- (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

#### 4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

## 第2 救急・救助用装備、資機材の調達

### 1 救急・救助用装備、資機材の調達

- (1) 初期における救急・救助用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救急・救助用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

### 2 救急車・救助工作車の配備状況

- (1) 中央消防署
  - 救急車 3台（うち非常用1台）
  - 救助工作車 1台
- (2) 始良分遣所
  - 救急車 1台
- (3) 蒲生分遣所
  - 救急車 1台

（令和4年1月1日現在）

## 第15節 交通の確保及び規制

建設対策部

災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

### 第1 交通規制の実施

#### 1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	<p>(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。</p> <p>(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。</p> <p>(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p> <p>(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、</p>

	警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官 又は 消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記（4）ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者 及び 海上保安部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるとき港湾管理者は、港長、海上保安本部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

（県地域防災計画より）

## 2 関係機関との相互連絡

市及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

## 3 う回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

## 4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（規制の標識は様式1）。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。（規制の標識は様式2）

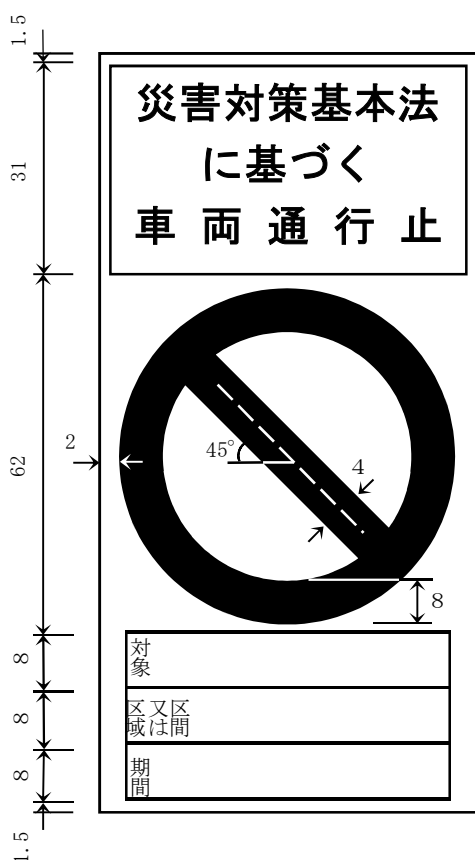
## 5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路維持課、県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

## 6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

様式1 災害用



様式2 訓練用



### 規制の標識等

#### 【備考】

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

### 1 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

### 2 災害発生時における運転者のとるべき措置

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次

- の措置をとらなければならない。走行中の場合は、次の要領により行動する。
- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
  - (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
  - (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
  - (エ) 緊急避難時には車両を使用しないことを原則とする。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- (ア) 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。
  - (イ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
  - (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

## 第16節 緊急輸送

総務対策部 建設対策部

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

### 第1 緊急輸送の実施

#### 1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

#### 2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

## 第2 緊急輸送手段等の確保

### 1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

- ① 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- ② 鉄道による輸送
- ③ 船舶による輸送
- ④ 航空機による輸送
- ⑤ 人夫等による輸送

### 2 輸送の基本方針

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

#### (1) 人員、物資等の優先輸送

- ① 救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等
- ② 物資、資器材等
- ③ 食料、飲料水、医薬品、衛生材料、災害復旧用資材等

#### (2) 輸送力確保の順位

- ① 市有車両等の輸送力
- ② 市以外の公共機関の輸送力
- ③ 公共的機関の輸送力
- ④ 民間輸送力

### 3 市有輸送力による輸送

#### (1) 主 管

- (1) 資材、人員輸送トラックの掌理、管理は総務対策部において行う。
- (2) 物資人員の輸送に供し得る車両については、経理班長が配車を行う。

#### (2) 輸送要員

各対策部各班で行うものとする。

なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部応援を求めるものとする。

#### (3) 輸送の要請

輸送の要請は、各対策部が経理班長に対し、次の事項を明示して、できるだけ早目に行うものとする。

##### 【明示事項】

- ① 輸送日時
- ② 輸送区間
- ③ 輸送の目的
- ④ 輸送対象の員数、品名、数量
- ⑤ その他必要な事項

#### (4) 配車及び派遣

輸送の要請を受けた経理班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣するものとする。

なお、派遣に際し経理班長は、要請者にその旨を通知するものとする。

#### 4 市有以外の輸送力による輸送

##### (1) 輸送力確保要請先

- (1) 市有以外の輸送力の確保：輸送需要が大きく、市有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保するものとする。なお、要請に際しては、本節2(2)③に定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

種 別	輸送力内容	要 請 先	電 話
鉄道輸送	車両の増結 臨時列車等	九州旅客鉄道(株)鹿児島支社 日本貨物鉄道(株)鹿児島支店	099-253-4512 099-222-6966
道路輸送	営業用車両	九州地方整備局鹿児島陸運支局 鹿児島県トラック協会	099-261-9191 099-261-1167
海上輸送	民間船舶 海上保安庁 船 艇	九州地方整備局鹿児島海運支局 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6681
航空輸送	航 空 機	県危機管理防災課	099-286-2256
人力輸送	厚生労働省	国分公共職業安定所 (ハローワーク国分)	0995-45-5311～3

※自衛隊に対する派遣要請は、本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

- (2) 市有以外の輸送力の所属：確保された市有以外の輸送力は、必要な時間、市災害対策本部に属するものとする。

##### (2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、市有車両等の場合に準じて経理班長が行う。

##### (3) 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送、又は車両等（自家用、営業用を含む。）の借上げに伴う費用は、災害救助法に準ずる。
- (2) 官公署その他公共的性質をもった団体（農業協同組合、森林組合、漁業組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

## 第3 緊急輸送道路確保等

### 1 確保路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、市は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

なお、防災上重要な道路については、第6編資料編1 1「防災上重要な道路」参照のこと。

### 2 優先順位の決定

各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路確保を実施する。

### 3 緊急輸送道路確保体制の整備

#### 緊急輸送道路啓開等

#### (1) 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

##### (1) 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路等の情報収集を行い把握する。また、緊急輸送路等において情報提供を行うなど、各道路管理者との情報収集に協力し、情報共有に努める。

##### (2) 優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

#### (2) 道路啓開作業の実施

道路啓開作業に当たっては、関係機関（国、県、警察等）及び関係業界（市建設同志会等）と有機的かつ迅速な協力体制をもって道路上の障害物を除去する。

また、道路管理者は、放置車両や通行障害車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときに、当該車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車両の移動等の命令を行うものとし、当該車両の関係者がいない場合、また移動命令、指示に従わない場合においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

※災害対策基本法第76条の6「災害時における車両の移動等」に準ずる。

## 第17節 緊急医療

民生対策部 消防対策部

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

### 第1 緊急医療の実施

#### 1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行う（災害救助法適用時における委任の場合を含む。）。具体的な活動は、民生対策部が担当する。

#### 2 医療、助産の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行い、助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降7日以内の分べん者であって災害のため助産の途を失った者とする。

#### 3 医療、助産の範囲

##### （1）医療

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

##### （2）助産

- ① 分べんの扶助
- ② 分べん前、分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

#### 4 医療、助産の実施

医療、助産は民生対策部の救護班が担当し、その数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

##### （1）救護班の編成

- ① 始良地区医師会員及び始良地区歯科医師会員による救護班
- ② 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- ③ 市域の医療機関による救護班
- ④ 災害の規模が大きく救護班が不足する場合は、必要に応じて隣接医師会等の

協力を求めるものとする。

## (2) 救護班の所在地

始良保健所管内の救護班の所在地は次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
始良地区医師会	霧島市隼人町内山田 124-1	0995-42-1205	
始良地区歯科医師会	霧島市溝辺町麓 872-2	0995-58-4388	
国立病院機構南九州病院	始良市加治木町木田 1882	0995-62-2121	

## 5 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は、病院等に収容するものとする。

## 第2 医薬品・医療用資機材等の調達

### 1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

市は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

### 2 医薬品・医療用資機材等の調達

市は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について市内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

## 第3 後方搬送の実施

### 1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

### 2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、市及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

### 3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、市が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

### 4 透析患者等への対応

#### (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、市は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

#### (2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、市、医療機関及び近隣市市等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

### 5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

## 第18節 要配慮者への緊急支援

総務対策部 民生対策部 消防対策部

災害時には、要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「要配慮者避難支援等プラン」を作成し、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

### 第1 要配慮者に対する対策

#### 1 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、市は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
  - (ア) 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
  - (イ) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により発災後速やかな対応がとれるように、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

#### 2 応援要請

市の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

### 第2 社会福祉施設等に係る対策

#### 1 入所者・利用者の安全確保

市は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

#### 2 支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

### 3 社会福祉施設の管理者の活動

#### (1) 入所者・利用者の安全確保

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

#### (2) 応援要請等

- (1) 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

## 第3 高齢者及び障がい者に係る対策

### 1 市が実施する対策

市は、避難所や在宅の一般の避難行動支援者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報誌、始良市防災・地域情報メール、エリアメール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

## 第4 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握等

#### (1) 市の要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

- (3) 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

## 2 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 観光客及び外国人に係る対策

### 1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。また、市は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

### 2 外国人の安全確保

#### (1) 外国人への情報提供

市は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

#### (2) 相談窓口の開設

市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

## 【事態安定期の応急対策】

災害発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

### 第19節 避難所の運営

総務対策部 民生対策部 応援対策部

ひとたび災害が起こると、避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となる。

災害発生時に、臨機応変に対応できるよう、状況の変化を想定した準備を進めるとともに、被災者の健康を守り、その後の生活再編への活力を支える基礎となる取り組みを、発災前の平時から行い、適切に対応する。

平時及び災害発生時に、市が取り組むべき必要となる基本的事項、実施すべき対応業務等詳細については、この計画の他、市の「避難所運営マニュアル」に定めるところによる。

#### ○避難所運営に関連する業務の3つの視点

- 1 「平時の備え」～「避難所の設置・運営」～「質の向上」～「避難所の解消」の分類
- 2 「災害フェーズ（災害対応段階）」における対応
  - (1)「初動」・・・発災当日
  - (2)「応急期」・・・発災～3日目まで
  - (3)「復旧期」・・・発災～1週間まで
  - (4)「復興期」
- 3 避難所の円滑な運営のための、連携協働体制づくり

#### ○避難所運営に関連する業務対策項目

- ・運営体制の確立（平時）
  - 1 避難所運営体制の確立
  - 2 避難所の指定
  - 3 初動の具体的な事前想定
  - 4 受援体制の確立
  - 5 帰宅困難者・在宅避難者対策
- ・避難所の運営（発災後）
  - 1 避難所の運営サイクルの確立
  - 2 情報の取得・管理・共有
  - 3 食料・物資管理
  - 4 トイレの確保・管理
  - 5 衛生的な環境の維持
  - 6 避難者の健康管理

- 7 寝床の改善
- 8 衣類
- 9 入浴
- 10 避難所における感染症等の対応
- ・ニーズへの対応
  - 1 配慮を必要とする者への対応
  - 2 女性・子供への配慮
  - 3 防犯対策
  - 4 ペットへの対応
- ・避難所の解消
  - 1 避難所の解消に向けて

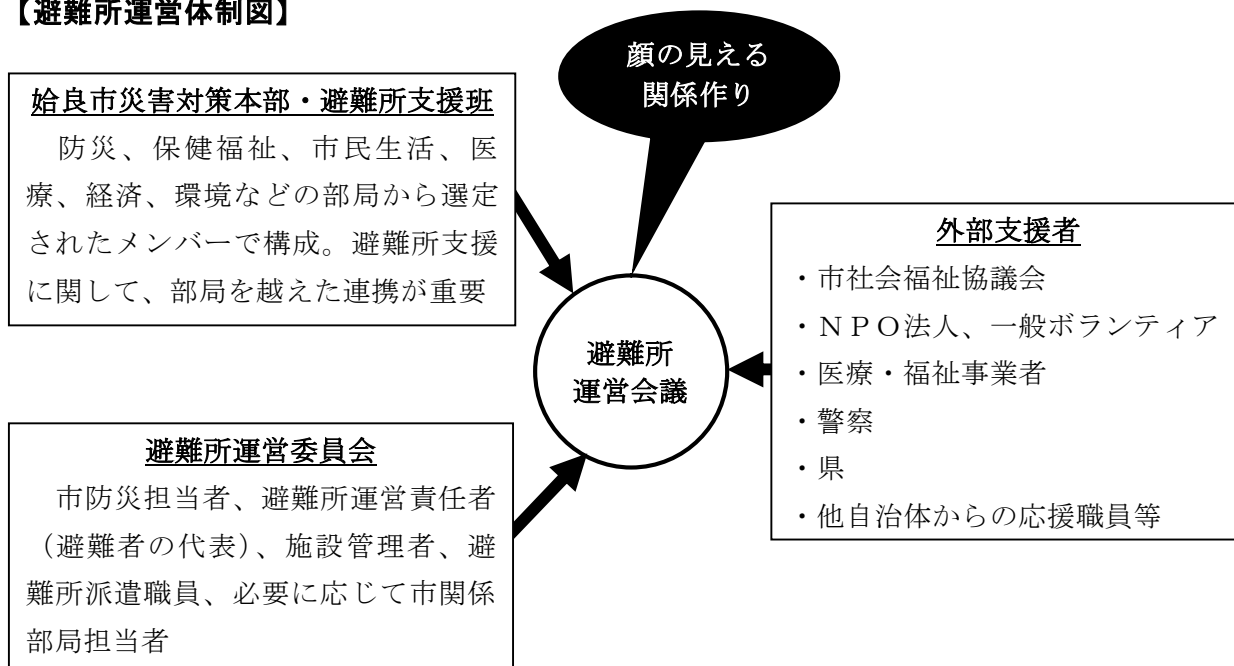
## 第1 運営体制の確立（平時）

### 1 避難所運営体制の確立

避難所生活は、住民が主体となっていくべきものだが、避難所運営をバックアップする体制の確立は、市の災害対策業務の根幹の一つと言える。全庁体制で取り組む気概を持って、組織横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にして有事に備える。

避難者の健康維持を考えると、市だけでの対応は不十分なことから、「医療・保健・福祉」の専門職能団体、支援を行ってくれるボランティア・NPO団体との連携、協働を図り、平時から顔の見える関係構築に努める。

#### 【避難所運営体制図】



## 2 避難所の指定

避難所の指定については、地域の被害想定に基づいて、災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定する。また、避難者の増加によって、指定されていない建物が避難所になる可能性がある想定しておくことも重要である。(指定する避難所については、第6編資料編4「避難所等に関する資料」参照)

### 1 指定避難所の指定等

#### (1) 指定避難所の指定

- ① 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、「一時的に難を逃れる緊急時の避難場所（指定緊急避難場所）」とは区別して、被災者が一定期間生活する場所として避難所を指定する。なお、指定避難所と指定緊急避難場所は相互に兼ねることができる。
- ② 発災時には、大多数の住民が避難することを想定し、避難所は平常時から事前に必要数を指定しておく。
- ③ 避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないものとする。また、生活面を考慮してバリアフリー化された公共施設を優先する。
- ④ 市内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、ホテル、マンション、アパート等を活用できるよう事前に協定締結を検討する。

#### (2) 福祉避難所の指定

福祉避難所は、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。福祉避難所を設置した場合は、生活相談員の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ等、日常生活上の支援を行うための消耗品等を確保する。

- ① 福祉避難所を指定する場合は、耐震性、耐火性に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、バリアフリー化された施設の指定を考慮する。また、生活相談職員等の確保の観点から、老人福祉センター、障がい福祉施設等の社会福祉施設等を活用するのが適切である。
- ② 避難所生活において、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を確保するため、発災時に社会福祉施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、あらかじめ当該施設等を有する事業者と協定締結を図る。
- ③ 県の施設であっても、県と適切に連携する。

#### (3) 指定避難所等の周知

- ① 避難所を指定した場合は、市民に対し周知徹底を図る。
- ② 避難所として指定した施設等については、市民にわかりやすく当該施設に表示しておく。
- ③ 福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（場所、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容等）や避難方法について、福祉団体、福祉事業所、医療機関等とも連携を図り、要配慮者やその家族を含む地域住民に周知する。その際、要配慮者が自分に合った福祉避難所を選択できるよう努める。
- ④ 福祉避難所は、専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保しているため、一般の指定避難所で生活可能な避難者は対象としない旨、周知徹底する。

### 3 初動の具体的な事前想定

初動では、避難所から物資の要請をすることは現実的には困難な場合が多くなるので、プッシュ型で最低限必要と思われる物資を避難所に送る体制を構築しておく。

過去の災害時の物資供給の教訓として、物資集積拠点の不足等により円滑な輸送活動ができなかったことから、物資集積拠点の計画配置、確保が必要である。また、物資集積拠点での在庫・配送管理が不十分であったことから、物資に係る一連の流れを機能させるため民間事業者との連携協力体制の構築を図る。

#### 始良市物資集積拠点施設

	施設名称	所在地	床面積(㎡)	建築年	敷地面積(㎡)	駐車スペース(㎡)
1	始良市総合運動公園 体育館	始良市 平松 2392	6,827	H15	261,590	12,300
2	龍門陶芸・健康の里 陶夢ランド	始良市加治木町 小山田 1583-1	3,369	H11	29,845	1,900
3	始良市蒲生体育館	始良市蒲生町 北 24-1	4,285	H19	13,533	5,900

- ※留意事項 ①新耐震基準に適合した施設  
②屋根がある  
③床の強度が十分（フォークリフト等の使用が可能）  
④12mトラック（大型）が接車、若しくは建物内に入れる  
⑤非常用電源が備えられている

#### 災害協定締結事業所

	事業所名	所在地
1	ヤマト運輸株式会社 鹿児島主管支店	始良市平松 3455

- ※ 災害時における救援・支援物資の避難所等への配送並びに、物資拠点における救援物資の受け入れ、仕分け、保管、管理、出庫について支援協力の目的で協定締結をしている。

### 4 受援体制の確立

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所での良好な生活環境を確保、運営するための体制確立が必要である。

発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるために、平時から市が主導して、各避難所の運営マニュアル作成を地域住民に推進し、避難所運営訓練等を通じて、避難者、地域住民、避難所派遣職員の役割について、確認・周知する。その際に、女性の視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できる。

市は、平時から各団体と顔の見える関係を築き、災害時には円滑に連携を図り、避難所の運営等にあたることで被災地域のためになることを理解し、発災後は、地域とボランティアとのパイプ役を市職員が積極的に担うとともに、避難所及び被災地域の状況について、支援者との情報共有に努める。

原則「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」

## 5 帰宅困難者・在宅避難者対策

避難所は、帰宅困難者（勤務先や外出先で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者」、若しくは「ライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者」）の対応拠点としても機能しなければならない。

### (1) 帰宅困難者

帰宅困難者は、他市町村からの通勤、通学、観光客等が多く含まれる。

市内の学校、事業所等には、各々備えの充実を呼びかけ、帰宅困難者対策を依頼し、避難所への帰宅困難者の流入の抑制に努める。

### (2) 在宅避難者

在宅避難者は、被災した家屋やライフラインが途絶した中で、不自由な「避難生活」を送っており、避難支援対象者であることを忘れてはならない。

寝たきりの家族を抱えて、在宅避難生活を余儀なくされるケースもあり、在宅避難者が必要な物資を受け取りにくるなど、避難所は在宅避難者の支援拠点としての機能を有する。また、在宅医療患者等の中で、必要な薬剤・器材等（水・電気等含む。）を得られず直接生命に関わる者、日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部署、団体等と連携を図り、特に配慮する。

生活物資・食料をはじめ、医療、福祉等のサービスの提供など、地域との連携も視野に入れ、地域特性に応じて、起こりうる事態を想定し、できるだけ事前準備に努め、支援の仕組みを検討しておく。

## 第2 避難所の運営（発災後）

### 1 避難所の運営サイクルの確立

#### 1 避難所運営の基本方針

- (1) 避難所を運営するにあたっては、フェーズ（災害対応段階）に分類し、このフェーズごとに、設置から解消に至るまで、重要度が増してくる事項等を整理し適切に対応する。
- (2) 市災害対策本部下に、「避難所支援班」を組織し、各避難所における被災者ニーズの把握、ボランティア等の応援団体の派遣調整等、避難所運営を的確に実施する。
- (3) 様々な事情を考慮し優先順位をつけ、「一番困っている人」から柔軟、機敏、そして臨機応変に対応する。
- (4) 地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料、飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とする。

#### 2 避難所の設置

- (1) 発災時は、指定避難所等の被災状況、火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無など安全面を確認の上、避難所を設置する。
- (2) 避難の長期化により、十分な支援が行き届かず避難所での生活環境悪化が考えられる場合、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討し、市やボランテ

ィア等による支援が享受できる地域への避難や、広域一時滞在について検討する。

- (3) 大規模かつ広域な災害時は、通常想定している避難所だけでは大きく不足することが想定されることから、避難所へは要配慮者を優先的に入所させ、住宅の被災が軽微でライフラインが途絶されていない被災者には、在宅避難の誘導も検討する。

### 3 避難者リスト及び避難者名簿の作成

- (1) 避難所状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市災害対策本部及び防災担当、保健福祉部総括は、開設避難所をリスト化しておく。
- (2) 避難者数や状況把握は、食料の配給等において重要となることから、氏名・生年月日・性別・住所・支援の必要性の有無を記帳してもらい、避難者名簿を作成する。  
避難者名簿は、個別情報を記載でき、情報の開示先、開示する情報の範囲について同意の有無をチェックできるものを事前に作成しておく。また、名簿情報は避難者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用する。

### 4 避難所の運営主体

#### (1) 運営責任者の配置、役割

- ① 避難所を設置した場合は、運営責任者を配置し、避難所の運営を行う。
- ② 避難所に必要な生活必需品等の過不足を把握し、調整するため、常に市災害対策本部や近接する他避難所と連携・連絡をとる。
- ③ 避難者主体の運営班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整える。

#### (2) 住民による自主的運営

- ① 避難所支援は、避難者の生活再建という最終目標を視野に入れ、対応力向上につなげて行く。被災前の地域社会の組織やNPO団体、ボランティア等の協力を得ながら、避難者の自主的運営に移行する立ち上げや、地域コミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援すること。
- ② 避難所運営班には、女性も運営メンバーとして加わり、乳幼児や子供のいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生、プライバシー等に関する意見を反映させる。また、要配慮者支援班と連携して、要配慮者の意見も反映させる。

### 5 応援体制の整備

#### (1) 応援要請

- ① 市職員のみでの支援要員が不足する場合には、速やかに県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者等の状態を鑑み、必要な職員の応援派遣を要請する。
- ② 医療関係者や社会福祉士等の専門職種については、別途全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的スキームを設けているものもあることから、県と連携し、これらを適切に活用対応する。

#### (2) ボランティアとの連携

- ① 決め細やかな支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携する。
- ② ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、市の担当窓口とボランティア活動の連絡・調整組織を明確に定め、周知を図る。

- ③ ボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会、NPO団体、ボランティア団体と連携し、刻々変化するボランティア需要について把握し、的確な情報を提供する。
  - ④ 避難者に対しても、ボランティア活動に参加するよう呼びかける。
- 6 広域一時滞在（広域避難）
- (1) 市地域で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合に、他市町村の区域における広域一時滞在（災害対策基本法第 86 条の 8 等）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、受入先として考えられる市町村の市町村長等と協議する。
  - (2) 本市へ、広域一時滞在の協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし避難所を提供する。
  - (3) 広域災害時には、被災者の避難先は広く他の都道府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることがないように、地域外避難者に対して広報紙、市ホームページ等で何らかの情報提供を行う。

## 2 情報の取得・管理・共有

避難所においては、避難者の情報ニーズが高まる。市は平時から各避難所に、デジタル無線機、特設公衆電話等の通信手段の設置や非常用発電機の確保に努めるとともに、段階的に防災行政無線、始良市防災・地域情報メール、テレビ、コミュニティFMラジオ、インターネット等の媒体により、被災者向け「広域情報の収集・配信」を行う。

避難者自らが情報収集できる手段を提供することは、被災者の自立的な再建意欲を高める。地域の被害情報や復旧情報など様々な情報が、避難者に共有されることで、自然発生的な「避難所間の格差是正」「避難所の集約」「避難所の早期解消」「生活再建」への流れが生まれる効果が期待される。

## 3 食料・物資管理

避難所に食料・飲料水等を置いておくスペースがない場合は、備蓄品をプッシュ型（初動期において要請がなくても、最低限必要と思われる物資を避難所へ送り届けること）で輸送ができるよう、物資供給計画を作成しておく。物資供給計画については、ヤマト運輸株式会社鹿児島主管支店と事前に協定締結した内容の他、物資の調達、輸送、整理、梱包をする「物資拠点」、避難所までの輸送ルートを具体的に確認するほか、避難所での物資保管場所を決めておく。

発災直後においては、プッシュ型での物資配送、応急期以降は避難所からの要請や避難者に応じた物資輸送を行う。要請がない場合には、ニーズ把握・発信の手段を別途設ける。

避難所から物資を要請する際には、要配慮者、女性、子育て世代、支援者などの意見を取り入れる工夫をする。併せて、在宅避難者への提供方法も検討する。

飲料水の確保が済んだら、生活用水（飲料水以外の生活に必要な水）の確保についても検討する。トイレ、清掃用、洗濯、清拭等、飲料水以外の水が避難所生活においても必要になる。生活用水は、要請物資に頼るのではなく、市、地域で確保することを前提とする。

## 4 トイレの確保・管理

トイレならびにトイレを支えるライフラインが機能停止に陥ると「排尿・排便を行う場所の確保」「し尿の保管」「し尿の処理・処分」等の手順の代替手段を確保する。加えて、「衛生環境の保持」「臭いや環境汚染への配慮」「人間の尊厳の尊重」などに配慮する必要がある、大きな課題である。避難所のトイレは、避難者、在宅避難者、避難所を拠点として活動している災害対応従事者等、様々な人が利用する。平時より、地域と十分に協議し、災害用トイレの確保と管理について対策をとる。

災害用トイレの種類

- ・携帯トイレ
- ・簡易トイレ
- ・仮設トイレ
- ・マンホールトイレ

それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なる。上下水道、浄化槽の復旧見込みに応じて、災害用トイレの確保に平時から努める。

災害用トイレを確保・配備すると同時に、トイレの衛生管理が重要なポイントになる。避難所のトイレは大勢の人が使用するために、普段以上に衛生面や使い勝手に配慮が必要になり、衛生的で快適なトイレ環境を維持することで、感染症を含む健康被害を防ぐことにつながる。感染症や衛生害虫、不快な臭いをできるだけ排除し、快適に利用するために清掃体制に取り組み、衛生環境維持のために、手洗い水の確保や手洗い方法の周知をする。

すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障がい児（者）や女性等の意見を積極的に取り入れるとともに、障がい児者用のトイレを一般用とは別に確保し、要配慮者のトイレ使用を支援する要員も確保する。なお支援要員については、避難所の運営にあたり、避難者自身の役割分担を決める中で確保できるよう努める。また、要配慮者を含めすべての避難者のトイレ使用に対する身体への苦痛の軽減を考慮して、洋式トイレの設置、避難所から災害用トイレまでの移動距離等を協議検証する。

## 5 衛生的な環境の維持

ライフラインの途絶や、集団生活といった条件の避難所では、様々な感染症、食中毒等のリスクが高まるため、発災直後から衛生管理に徹底して取り組む。衛生対策全般については、民生対策部を中心に、災害対策本部事務局、避難所運営責任者が連携を図り、始良保健所等から専門的な指導を得ながら、万全の体制で取り組むよう、地域住民やボランティアの協力のもと、平時から準備しておく。

また、食料（生鮮品、弁当等）の取扱いには十分注意し、食中毒の発生防止に努める。炊出しをする際は、調理する人の体調管理を行い、調理前的手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な調理に努める。食料品の保管については、冷蔵庫の活用を考慮する。ゴミは、決められた集積場所に、決められたルールで分別排出し、防臭・防虫対策を実施する。

## 6 避難者の健康管理

災害時には、避難者の持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持のために市内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による健康チェック・管理等を定期的に実施する。これらの結果等に配慮しながら、巡回医師等の指導のもと、専門施設等へ適切に引き継ぎができる体制を確保する。

避難者の健康管理については、以下の項目（「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン（厚生労働省）」）があげられ、配慮すべき事項は多岐にわたる。

### (1) 生活・身の回り

「居住環境、空調・換気の重要性」「水分・飲料水」「栄養管理」「入浴ができない場合」「避難所周りの環境」

### (2) 病気の予防

「感染症」「粉じん吸入」「慢性疾患の悪化」「エコノミークラス症候群」「生活不活発病」「熱中症」「低体温症」「口腔衛生管理」「一酸化炭素中毒」「アレルギー疾患の悪化」「健康診査等」「救急受診体制」

### (3) 心の健康保持

### (4) ライフステージ等に応じた留意事項

「妊婦、産後間もないお母さんと乳児」「子供」「高齢者」「慢性疾患」

これらの配慮を欠くと、被災者の健康が悪化し、その影響が甚大な場合は死に至る可能性もある。医療・保健・福祉の専門職能者が多角的に避難所の状況をチェックし、ボランティア、NPO団体と協力、実現する。

## 7 寝床の改善

災害やその避難生活による環境では、狭い避難所での寝泊りが続くことやストレス等により、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こす可能性がある。その影響が甚大な場合は、死に至る可能性もある。寝床については、初動は毛布や空調設備等を確保する等、寒さ暑さの緩和に努め、次いでマットや段ボール製簡易ベッドを使用する。

エコノミークラス症候群を引き起こす血栓の発生防止のため、定期的に体を動かすことの勧奨や弾性ストッキング（エコノミークラス症候群防止靴下）を導入する等、寝床の充実と併せて健康被害の抑制に努める。また、生活不活発病予防のため、立ち上がりやすい簡易ベッドの導入を行う。

なお本市及び県は、下記事業所と「ダンボール製品の供給に関する協定」を締結し、供給協力体制を構築する。

### 【供給物資の種類】

- 1 段ボール製簡易ベッド
- 2 段ボール製シート
- 3 段ボール製パーテーション
- 4 その他、段ボール製取扱い商品

### 始良市協定締結事業所

	事業所名	所在地
1	エス・パックス株式会社	鹿児島市谷山港2丁目2番地9
2	Jパックス株式会社	大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号

※平成28年1月19日締結

### 鹿児島県協定締結事業所

	事業所名	所在地
1	南日本段ボール工業組合 (組合社数：18社)	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目4-16-5F

平成28年3月24日締結

## 8 衣類

十分な衣類のないまま避難してきた避難者に対しては、衣類の提供をする。下着の確保や性別、年齢などに応じた衣類の確保に努める。自宅等の被災により衣類が持ち出せない、地域では購入できない状況に備え、市は衣料品販売事業者到手配し、被災者に支給する方法を検討する。過去の災害事例では、妊婦用、介護用の下着や衣類が不足したことから、衣類を手配する際は、ニーズ把握にも努める。

状況が落ち着けば、被災者自らが洗濯できる環境を整える。

## 9 入浴

水害等で汚水に侵された場合等は、感染症等の予防のためにも、シャワー等で汚れを落とす必要がある。既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を行う。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮するとともに、手すりが無いものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者には適さないものもあるため、入浴支援者の確保も検討する。また、高齢者施設、旅館、ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保も検討する。

## 10 避難所における感染症等の対応

新型インフルエンザ感染症等について、日本国内においても感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されている。こうした状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要である。指定避難所に加え、可能な限り多くの避難所を開設するなど、具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心の確保を図る。

## 第3 ニーズへの対応

### 1 配慮を必要とする者への対応

災害時要配慮者については、発災直後の避難行動支援について重要性が認識されている。応急期から生活再建までの避難生活について、配慮が必要である。その対象は、平時は地域で暮らす「在宅者」、そして平時から施設で暮らす「入所者」である。避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者等の体調悪化防止のため、スペースの確保や避難者全員で見守る体制作りが重要である。また、外国人への配慮も含め、避難所関係者間で要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に行う。さらに、どのような困難に直面しているかは、本人や家族などから聞き取るなど当事者と話し合う機会を設ける。生活環境の改善及び福祉避難所や専門施設への移動を検討する際には、特に配慮が必要である。

#### 1 福祉避難所の設置

- (1) 災害が発生し、必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、福祉避難所に避難することが必要な要配慮者を避難させる。
- (2) 福祉避難所は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を優先して受入れられる。ただし、要配慮者の家族や介護支援を行う者は、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難することは差し支えないこととする。
- (3) 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、市職員等が協力して介助を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

#### 2 福祉避難所の管理・運営

- (1) 福祉避難所において相談等にあたる職員は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行う者（ホームヘルパー等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (2) 福祉避難所で相談等にあたる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。また、要配慮者の特性に応じた福祉用具を備えて置くこと。

#### 3 在宅避難

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も支援の対象とする。
- (2) 避難所の運営担当者は、避難所が在宅避難者を含めた避難生活を送る被災者に対する情報発信、情報収集の場所となるとともに、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の、地域支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置する。
- (3) 在宅での避難生活を余儀なくされた者に対して、自治会や市職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等で支援が必要になる者に対して、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービス提供が行き届くよう、市は必要な対策を講じる。
- (4) 被災者台帳の活用などにより、要配慮者を含む在宅避難者の状況把握を行うとと

もに、避難所を拠点とする支援を行う。

- (5) 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気含む。）を得られないため直接生命に関わる者、又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、市関係部局、関係機関、団体と連携を図る。

## 2 女性・子供への配慮

女性や子供は、特別なニーズを持った存在である。生理用品や更衣スペース、授乳室、キッズスペースや学習スペースの必要性等配慮することで、多くの人々が安心して過ごすことができる環境が維持できる。災害時であっても、最大限考慮するよう心配りをするのが重要である。

女性は家庭的責任を負っていることも多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養等に関する細かい困りごと、要望や対応方法に関する知識・経験をより多く持っている傾向にあるため、女性の視点からの意見を参考にしながら、避難所運営を実施するために避難所運営委員会への女性の参画を促す。女性が避難所運営の意思決定に加わることができるよう配慮することで、高齢者や障がい者、子供たちの生命・健康のリスクの見守り体制が強化されることになり、避難所の質の向上につながる。

## 3 防犯対策

災害時においては、治安の維持が課題の一つとなる。被災地外から窃盗団が入り込むこともあることから、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性・子供に対する性犯罪防止策、相談体制強化等、地域の正常化に向けての検討が必要になる。

### 1 防火対策

- (1) 巡回警備班に防火担当責任者を指定し、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等への放火防止等、定期的な巡回警備等の防火対策を図る。
- (2) 火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全にかかる遵守事項を避難所出入口等に掲示する。

### 2 防犯対策

- (1) 避難所の環境で、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所、必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行う。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底する。
- (2) 避難所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ警備員等の雇用も考慮する。

## 4 ペットへの対応

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在だが、動物の苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声、毛の飛散、臭い等の問題があり、原則、居室へのペットの持ち込みは禁止とする。ペット避難については、「避難の際は、キャリーバッグまたはケージに入れ、犬にはリードをつけて避難所へ入所

する」等事前にペット同行避難のルールを決めておくが重要である。飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ケージ等を用意する等、具体的な対応を検討する。

『ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮する。』

## 第4 避難所の解消

### 1 避難所の解消に向けて

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階が、避難所の解消の一つの目安になる。

一定期間が経過した段階で、避難者に落ち着き先の要望を聞くこととする。避難所を出られない被災者には様々な理由がある。避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する姿勢が必要になる。被災者の立場を考慮したきめの細かい対応を早い段階から準備する必要がある。

できるだけ避難者の要望に沿う形で支援し、避難所の解消につなげることとする。

また、避難所はその役目を終え、元の施設として役割を取り戻すことを目的として解消に努める。

#### 1 避難所の解消

##### (1) 避難所の解消に向けた環境整備

- ① 避難所の解消を円滑に進めるため、迅速な応急仮設住宅の設置、又は民間賃貸住宅の借り上げ等を検討する。
  - ② 半壊した住宅については、居住を続けながら住宅の応急修理を図り、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮する。
  - ③ 避難所の設置は応急的なものであるため、避難所とした施設本来の施設機能を早期に回復することが必要であることから、応急仮設住宅の設置等と併行して、できるだけ避難所の早期解消を図る。
  - ④ 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を鑑みて、できるだけ早期に避難所を退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、市関係部局、関係機関・団体と連携を図り、社会福祉施設等への入所を積極的に働きかけ、早期退所が図られるように努める。
- (2) 避難所の再編に際して、コミュニティ維持に配慮する。また、応急仮設住宅にも校区コミュニティ単位で入居することは、コミュニティの維持や防災集団移転等の地区の復興を考えるうえで有益であるので考慮する。
- (3) 住まいや仕事の確保、訪問等による個別相談、地域の間人関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせ、避難所閉鎖後のコミュニティの維持・再生のことも考慮し、総合的に対応する。

## 第20節 食料の供給

総務対策部 民生対策部 応援対策部

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

### 第1 食料の調達

#### 1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は市長が行う（災害救法適用時における知事から委任された場合を含む。）。

#### 2 乾パンの調達

災害時における乾パンの調達は、知事（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

#### 3 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

- (1) 市長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（県農政部農産園芸課）に対し、所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。
  - ① 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合
  - ② 被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで、供給を行う必要がある場合
  - ③ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合
- (2) 災害救助法が適用されて、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能の場合で、政府倉庫の保管米を調達する場合は、知事と農政事務所の協議のうえ、市長は政府保管米を直接購入する。

### 第2 食料の供給

#### 1 炊き出し及び食料の給与対象者

炊き出し及び食料の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

##### (1) 炊き出し対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の全半壊、流（焼）失、床上浸水等のため炊事のできない者
- ③ 災害救助従事者

④ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、電車、汽船の旅客等でその必要のある者

## (2) 食料品給与対象者

被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

## 2 食料供給の手段・方法

市による食料の供給は、下記の通り実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食料の供給は、民生対策部において行い、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。
- (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認められたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

## 3 給食基準

一人当たりの配給量は、次のとおりとする。

品 目	基 準
米 穀	被災者 精米 200 g 以内（1食当たり）
	応急供給受給者 精米 400 g 以内（一人1日当たり）
	災害救助従事者 精米 300 g 以内（1食当たり）
乾パン	一包（100 g 入り）（1食当たり）
食パン	185 g 以内（1食当たり）
調整粉乳	200 g 以内（乳児1日当たり）

## 4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、災害の規模等を参考にその都度定める。

## 第3 食料の輸送

### 1 市及び県による輸送

- (1) 県が調達した食料の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食料について市長に引取を指示することができる。
- (2) 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市長が行う。

### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

### 3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

### 4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 市は、市集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。
- (2) 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

## 第21節 給水

水道対策部

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

### 第1 給水の実施

- (1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。
  - ① 被災者や避難所の状況
  - ② 医療機関、社会福祉施設等の状況
  - ③ 通水状況
  - ④ 飲料水の汚染状況
- (2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。  
なお、給水する水の水質確認については、県（始良保健所）に協力を求める。
- (3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- (4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- (5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (6) 被災地における最低給水量は、一人1日 10ℓを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。
- (7) 激甚災害等のため本市だけで実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。

### 第2 給水の方法

#### 1 給水の方法

給水方法	内 容
給水車、給水タンク、給水袋、ポリ容器等での運搬給水	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難所等への応急給水は、原則として市が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。</li> <li>(2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。</li> </ol>
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を</li> </ol>

- |     |   |
|-----|---|
|     | 接続して応急給水を行う。  |
| (2) | 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。 |

## 2 補給用水源の把握

市内の他の水源から供給する場合の方法次のとおりとする。

- (1) 湧水、井戸水を利用する場合は、ろ過器等により浄水し、又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。
- (2) 応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

## 3 給水の費用及び期間

災害の程度によってその都度決定する。

## 第22節 生活必需品の給与

総務対策部 民生対策部 応援対策部

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

### 第1 生活必需品の調達

#### 1 備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法の適用又は県で定める法外援護支給基準に達する災害を受けた場合の物資の確保及び供給は、知事が行う。

なお、知事から市長に権限を委任された場合は、市長が行うものとして、その処置については直ちに状況を知事に報告する。（備蓄物資については第6編資料編4-2「備蓄物資等」参照）

#### 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、市は、スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

大 品 目	小 品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外 衣	洋服、作業着、子供服等〔布地は給与しない（以下同じ）〕
肌 着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊 事 道 具	なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日 用 品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
光 熱 材 料	マッチ、ろうそく、プロパンガス等

### 第2 生活必需品の給与

市及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

## 1 生活必需品の給与

- (1) 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
  - ① 被災者や避難所の状況
  - ② 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (2) 被服、寝具、その他生活必需物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。
- (3) 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため、及び被災者が多数発生した場合、ボランティアとの連携を可能な限り図る。
- (4) 激甚災害等のため本市だけで実施困難の場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。
- (5) 給与又は貸与の対象者  
給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。
- (6) 給与又は貸与の方法
  - ① 市において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、調達要請する。
  - ② 物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区自治公民館長等の協力を得て実施する。

## 2 義援物資、金品の保管及び配分

- (1) 市に送付されてきた義援物資類の保管は、市において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については、会計課において保管する。  
物資類保管予定場所は、資料のとおりである。
- (2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

## 3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。
  - ① 被服、寝具及び身の回り品
  - ② 日用品
  - ③ 炊事用具及び食器

- ④ 光熱材料
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、資料を参照のこと。
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

#### 4 市長の要請による法外援護

市長の要請による法外援護は、次のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼・全壊 流失	14,300円	18,400円	27,000円	32,400円	41,000円	6,000円
半焼・半壊 床上浸水	4,700円	6,300円	9,400円	11,400円	14,400円	2,000円

(H26 県地域防災計画より)

### 第3 生活必需品の輸送

#### 1 市及び県による輸送

- (1) 県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取を指示することができる。
- (2) 市が調達した生活必需品の市集積地までの輸送及び市内における生活必需品の移動は、市長が行う。

#### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

#### 3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

#### 4 集積地の指定及び管理

- (1) 市は、あらかじめ定めた市集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。
- (2) 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

## 第23節 医療

民生対策部

災害時の初期の医療活動については、本章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

### 第1 医療救護活動状況の把握

#### 1 被災地における医療ニーズの把握

市は、始良保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- ① 避難所での医療ニーズ
- ② 医療機関、薬局の状況
- ③ 電気、水道の被害状況、復旧状況
- ④ 交通確保の状況

### 第2 医療、助産の実施

#### 1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、知事の補助機関として行う。

市長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については、知事の指揮を受ける。

〔日本赤十字社鹿児島県支部〕

災害救助法の定める精神にのっとり、医療、助産の業務を行うものとする。

#### 2 医療、助産の実施

- (1) 医療、助産の実施は原則として救護班により行うが、緊急、やむを得ない場合は、最寄りの医師、助産師等により行う。
- (2) 救護班の編成：救護班を次のとおり編成し、救護班の数及び配備については、災害の程度に応じ市長がその都度決定する。
  - ① 始良地区医師会員及び歯科医師会員による救護班
  - ② 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
  - ③ 市域の医療機関による救護班
  - ④ 災害の規模が大きく救護班が不足する場合は、必要に応じて隣接医師会等の協力を求める。
- (3) 市救護班で不足する場合は、県の救護班に応援を求めるほか、委託医療機関・

委託助産機関の協力を求めて実施する。

- (4) 医療助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき民生対策部において調達する。

調達不能の場合は、始良保健所又は県保健福祉部薬務課に調達あつせんの要請を行う。

- (5) 医療、助産の期間等：医療、助産の実施期間・費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考に、その都度定める。

### 3 災害救助法による医療、助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療、助産は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

## 第3 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

### 1 被災者の健康状態の把握

市は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所への救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

### 2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

#### (1) メンタルヘルスケア

保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

#### (2) 精神疾患患者対策

- (1) 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるなどの措置をとる。
- (2) 通院患者については、関係機関と連携をとり、治療の継続等の対応に努める。
- (3) 精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。

## 第24節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

民生対策部 水道対策部

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

### 第1 感染症予防対策

#### 1 実施責任者

市長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

#### 2 感染症予防班の編成

市は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

#### 3 感染症業務

防疫業務	内 容										
(1) 消毒	知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。										
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">薬剤の種類等 災害の程度</th> <th colspan="3">薬 品 名</th> </tr> <tr> <th>塩化ベンザルコニウム (屋 内)</th> <th>普通石灰 (床下、便池及び 周辺)</th> <th>クロールカルキ (井 戸)</th> </tr> </table>	薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名			塩化ベンザルコニウム (屋 内)	普通石灰 (床下、便池及び 周辺)	クロールカルキ (井 戸)			
			薬剤の種類等 災害の程度	薬 品 名							
		塩化ベンザルコニウム (屋 内)		普通石灰 (床下、便池及び 周辺)	クロールカルキ (井 戸)						
床上浸水 (全壊、半壊、 流失を含む)	200 g	6 kg	200 g								
床下浸水	50 g	6 kg	200 g								
(2) ねずみ類、昆虫等の駆除	知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ類、昆虫等の駆除を実施する。なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。										
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">薬剤の種類等 災害の程度</th> <th colspan="2">薬剤別、剤型別の基準数量</th> </tr> <tr> <th>有 機 燐 剤 (室内 床面、床上)</th> <th>オルソデクロール ベンゾール剤 (便 所)</th> </tr> </table>	薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量		有 機 燐 剤 (室内 床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (便 所)					
			薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量							
		有 機 燐 剤 (室内 床面、床上)		オルソデクロール ベンゾール剤 (便 所)							
床上浸水 (全壊、半壊、 流失を含む。)	油 剤 1戸当たり 2リットル 乳 剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 2リットル 粉 剤 1戸当たり 0.5kg		1戸当たり 40g								
床下浸水	油 剤 1戸当たり 1リットル 乳 剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 1リットル		1戸当たり 40g								

	粉 剤 1戸当たり 0.5kg (薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)
(3) 患者等 に対する措置	被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。
(4) 家用水 の供給	知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。 家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。
(5) 避難所 の感染症予防 指導等	避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。 なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおり。 ア 検病調査 イ 消毒の実施 ウ 集団給食の衛生管理 エ 飲料水の管理 オ その他施設の衛生管理
(6) 予防教 育および 広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

(県防災計画より)

#### 4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は、保健環境課において調達するが、調達不能の場合は、始良保健所に調達あつせんの要請を行うものとする。

### 第2 食品衛生対策

市は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

### 第3 生活衛生対策

市は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

## 第25節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

民生対策部 建設対策部 農林水産対策部

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

### 第1 し尿処理方法

#### 1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、浄化槽及び下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、浄化槽及び下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

#### 2 避難所等のし尿処理

##### (1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用、浄化槽及び下水道機能の活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障がい者に配慮した設備を準備する。

##### (2) 地域

ライフラインの供給停止により住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保して浄化槽及び下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

#### 3 仮設トイレ等によるし尿処理

##### (1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮する。

###### 1) 設置体制等

市は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

## 2) 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定に当たっては、女性・高齢者・障がい者等に配慮する。

## 3) 設置場所等の周知

市は、仮設トイレ等の設置に当たって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

## (2) し尿収集・処理計画

### 1) 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、市は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

### 2) 収集作業

市は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

## 4 し尿収集の応援体制の確立

### (1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、市のみでは、し尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

### (2) 実施計画

市は、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた隣接市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

## 第2 ごみ処理対策

### 1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

- (1) 現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。
- (2) 激甚な災害を受けた場合、市の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた近隣の市町からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。
- (3) ごみの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。  
また、ごみは、原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ焼却施設等で適正に処理する。
- (4) 市長は、仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用について協議しておく。

## 第3 死亡獣畜処理方法

### 1 処理方針

始良保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

## 2 処理方法

### (1) 埋 却

深さ 2.5m以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイヤジノン乳剤及び石灰等撒布した後、1 m以上の土砂で覆うこと。

### (2) 焼 却

0.5m以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

## 第4 障害物の除去対策

### 1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとする。

なお、知事から権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、知事の補助機関として行う。

市長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

### 2 障害物の除去対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居間、炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

### 3 障害物の集積場所

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して、適当な集積場所をその都度選定する。

### 4 除去の方法

#### (1) 作業要員の確保

除去作業は、建設対策部が当たるが、被害が大規模な場合は、消防団及び地元住民の協力を得るほか、必要な場合は自衛隊の派遣を要請する。

## (2) 機械器具の確保

作業に使用する機械、トラックその他必要機械器具は、市の機械等を使用する。

なお、不足する場合は、建設業者の保有機材を調達するほか、災害の状況に応じて措置する。

## 5 障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、次の事項を留意して保管する。

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。
- (5) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続きは市の物品等の処分の例による。

## 6 障害物除去の費用期間等

災害救助法適用時に準じて10日以内に完了する。

## 7 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第26節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

総務対策部 民生対策部 消防対策部

災害時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

### 第1 行方不明者の搜索

#### 1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索は、市長が警察署及び鹿児島海上保安部と互いに協力して行うものとし、遺体埋葬等は市長が行う。

また、災害救助法が適用された場合の搜索、処理等は、市長が警察、鹿児島海上保安部と協力して行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は知事の補助機関として行う。

市長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については、知事の指揮を受ける。

#### 2 関係機関への通報

市長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに警察署に通報する。

この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部に通報し、搜索を依頼する。

なお、通報に際して次の事項を併せて通報する。

- ① 行方不明者の人員等
- ② 性別、特徴
- ③ 行方不明となった年月日及び推定時刻
- ④ 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- ⑤ その他行方不明の状況

#### 3 行方不明者の搜索

##### (1) 市搜索隊の設置

警察署及び鹿児島海上保安部と協力して、行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要により市に搜索隊を置く。

##### (2) 市搜索隊の編成

市搜索隊は、災害の規模、行方不明者数、搜索範囲、その他の事情を考慮し、消防対策部を中心にその他の対策部員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

## 4 搜索の実施方法等

### (1) 搜索の方法

#### 1) 搜索の範囲が広い場合

- (1) 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- (2) 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- (3) 各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。

#### 2) 搜索範囲が比較的狭い場合

- (1) 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
- (2) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
- (3) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。

#### 3) 搜索場所が河川、湖沼の場合

- (1) 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。
- (2) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
- (3) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

### (2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

### (3) 装備資材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

### (4) 必要帳票等の整備

市は行方不明者（遺体）の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ① 救助実施記録日計表。
- ② 被災者救出用（搜索用）機械器具・燃料受払簿
- ③ 被災者救出（遺体の捜査）状況記録簿
- ④ 被災者救出用（遺体の搜索用）関係支出証拠書類

## 5 行方不明者発見後の処理

### (1) 負傷者の収容

市搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び鹿児島海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

### (2) 医療機関等との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように医療機関等と密接な連絡を前もって取るようにする。

## 第2 遺体の収容、処理、埋葬

## 1 遺体の収容

市長は、警察官又は海上保安官から遺体の引渡しを受けたとき、又は市捜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により、直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

## 2 遺体の処理

- (1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。
- (2) 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- (3) 遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として本章第23節「医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときなどは、一般開業医により行う。
- (4) 遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体収容場所に一時保存する。

## 3 遺体の埋葬等

### (1) 遺体の埋葬

- (1) 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。
- (2) 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

### (2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

### (3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した市長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

## 4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第27節 住宅の供給確保

建設対策部

災害時には、住宅の全焼、洪水による浸水又は流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

### 第1 住宅の確保・修理

#### 1 応急仮設住宅の建設

##### (1) 実施者

- (1) 災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により市長が行う。  
また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。
- (2) 市のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 建設計画

###### 1) 応急仮設住宅の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7m<sup>2</sup>を基準とし、その構造は組立式住宅及び木造住宅とする。

###### 2) 資材の調達等

- ① 組立式住宅
  - (ア) 組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。
- ② 木造応急仮設住宅
  - (ア) 災害救助用資機材譲渡申請書を、鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。
  - (イ) 建設については建築関係団体等の協力を得て行う。
  - (ウ) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた市長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

###### 3) 建設場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として市有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、適当な地を貸与する。

##### (3) 入居者の選定

###### 1) 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、市長が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自ら住家を確保できない者

## 2) 入居者の募集・選定

- (1) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、市に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接の市町相互間で融通し合う。  
市が住宅の割当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。
- (2) 入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して市が行う。

## (4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子供・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。  
なお、応急仮設住宅を供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

## 2 住宅の応急修理

### (1) 実施者

- (1) 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。
- (2) 市内で処理不可能な場合は、隣接の市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 応急修理計画

資材の調達等

- (1) 災害救助用資機材譲渡申請書は、鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。
- (2) 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事が権限を委任した市長が地域ごとに災害に応じて締結する。

## 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

## 第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、市は、県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

## 第28節 文教対策

教育対策部

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

### 第1 応急教育の実施

#### 1 教室等の確保

##### (1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

##### (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

##### (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

##### (4) 応急仮校舎の建設

(1) から (3) までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

#### 2 教職員の確保

##### (1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

##### (2) 市内操作

学校内操作が困難なときは、市教育委員会の意見を聞き、市立学校間において操作する。

##### (3) 市外操作

市内操作が困難なときは、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

##### (4) 臨時職員

教育職員の確保には、前記(1)から(3)までの方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

#### 3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留

意する。

- (イ) 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。
- (ウ) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。
- (エ) 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

#### 4 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、市（教育委員会）が学校長または給食センター所長との緊密な連携のもとに必要な対策を講ずる。

##### (1) 施設の復旧

市は、給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急修理を行う。応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。

##### (2) 給食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、市は需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあつせんを要請する。

##### (3) 給食器具等の確保

器具等が早急に確保できない場合は、必要に応じて代替設備の使用などの応急措置を行う。

##### (4) 給食の一時中止

次の場合には給食を一時中止する。

- (1) 感染症の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき。
- (2) 給食物資の確保が困難なとき。
- (3) その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

#### 5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

##### (1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について市と協議する。

##### (2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

##### (3) 避難が長期化する場合の措置

- (1) 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。
- (2) 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

## 第2 学用品の調達及び給与

### 1 教材、学用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、市教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達することになっている。
- (2) 文房具、通学用品等については市教育委員会において調達し、給与する。
  - (ア) 給与の対象者：学用品の給与対象者は、住家が全、半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。
  - (イ) 調達及び給与の方法：市教育委員会は学校長と緊密な連携を保ち給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あっせんを要請する。
  - (ウ) 給与品目及び費用等：教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。
- (3) 災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて市長が行う。

### 2 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

## 第3 文化財の保護

市は、文化財所有者又は管理者（以下、所有者）と連携して、災害の拡大防止に努める。

### （1）被害状況の把握

#### （ア）所有者による被害状況の把握

所有者は、安全を確保した上で、直ちに見学者の避難誘導を行う。その後、消防本部へ通報するとともに、文化財の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告して、被害拡大防止に努める。

#### （イ）教育委員会による被害状況の把握

教育委員会は、所有者から情報収集を行うと同時に、文化財の被害状況をできるだけ速やかに把握・確認し、必要な応急措置を指示する。

### （2）応急措置の対応

教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者と協力して応急措置を講じる。

## 第29節 義援金・義援物資等の取扱い

民生対策部

災害時には、市内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

### 第1 義援金の配分

#### 1 義援金の募集、受入れ

市は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

#### 2 義援金の保管

市に送付された被災者に対する義援金は、救助班で受け付け、記録したのち保管する。

#### 3 配分

救助班において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度・対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

### 第2 義援物資の取扱い

#### 1 義援金の募集、受入れ

義援物資については、市は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

#### 2 義援物資の保管

市に送付された義援物資は、救助班で受け付け、記録したのち保管する。

#### 3 配分

救助班において受け付けられた義援物資は、関係する本部長で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

## 第30節 農林水産業災害の応急対策

農林水産対策部

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

### 第1 農産物対策

#### 1 事前・事後措置の指導

市は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、作物毎に事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たる。

#### 2 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	対象災害
(1) 水稲	風害、水害、干害、寒害
(2) 陸稲	風害、水害、干害
(3) 麦	水害、寒害
(4) 大豆	風害、水害、干害
(5) そば	風害、水害
(6) 甘しょ	風害、水害、干害、寒害、霜害、潮風害
(7) たばこ	風害、水害、干害、寒害、降灰害、霜害
(8) さとうきび	風害、干害、潮風害
(9) 野菜	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(10) 果樹	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(11) 花き・花木	風害、水害、干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(12) 茶	干害、寒害、降灰害、潮風害、霜害
(13) 飼料作物	水害、干害、降灰害、風害

#### 3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりとする。

##### (1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに的確な状況の防除指導の徹底を期する。

##### (2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、JAあいら及び市内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

### (3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機  
具等を中心に共同集団防除をする。

## 第2 林水産物等対策

### 1 応急措置、事後措置の指導

市は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対  
して実施の指導に当たる。

### 2 対象作物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

#### (1) 林産物

対 象 作 物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害、降灰害
(2) 造林木	風害、水害、干害
(3) たけのこ専用林	風害、水害、干害
(4) しいたけ	干害、降灰害

#### (2) 水産物

##### 1) いけすの被害防止対策

特に、台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難  
など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

##### 2) 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないよ  
うに適正な養殖管理を指導する。

## 第3 家畜管理対策

市は、県の活動に協力し、被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

## 第31節 動物保護対策

民生対策部

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

### 第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

### 第2 避難所における適正飼養

避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣を行う。

### 第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

## 【社会基盤の応急対策】

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

### 第32節 電力施設の応急対策

総務対策部

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

#### 第1 広報活動

市は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

#### 第2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、九州電力株式会社が行う次の対策に協力する。

##### 1 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、始良市防災・地域情報メール、エリアメール、広報車等により直接当該地域へ周知する。

##### 2 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

##### 3 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

#### **4 危険予防措置**

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

#### **5 施設の復旧順位**

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線を優先し、復旧を進める。

## 第33節 ガス施設の応急対策

総務対策部 消防対策部

災害時には、橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

### 第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

### 第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防本部に連絡すること。

### 第3 液化石油ガス施設災害応急対策計画

市は、鹿児島県エルピーガス協会、都市ガス事業者が行う次の対策に協力する。

#### 1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。
- (2) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。
- (3) 会長は連絡を受けたときは、県消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

#### 2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策に当たるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼

する。

- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとり、ガス漏れを止める。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の支持があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

### 3 出動条件

- (1) 出動に当たっては、通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

### 4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

### 5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生時の連絡及び事故の状況報告に基づき、県消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

### 6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

### 7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

## 8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

## 第2 都市ガス施設災害応急対策計画

市は、都市ガス事業者が行う次の対策に協力する。

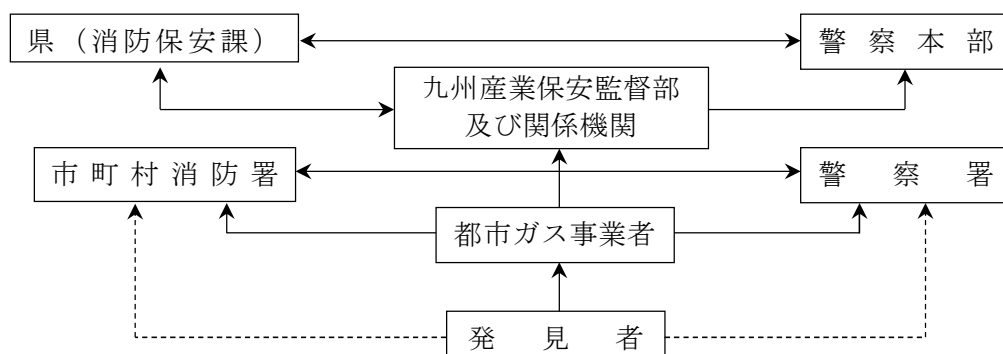
### 1 災害時における都市ガス施設の保安

災害が発生するおそれのある場合、都市ガス事業者は、災害対策組織を編成し、非常要員の待機等の体制を整えるほか、次のような保安対策を実施するものとする。

- (1) 製造施設及び供給施設の巡視点検
- (2) 導管工事施工時に保安を確保するため、道路管理者との密な連絡及び必要な措置の要請

### 2 緊急時の連絡通報体制

ガス災害が発生した場合の各機関の連絡通報は、次の系統図による。



### 3 都市ガス事業者の応急対策

各都市ガス事業者が応急対策を行う場合、次の事項に注意して被害の拡大防止を図る。

- ① 被害地域への供給停止措置
- ② 危険地域の設定
- ③ ガス器具の取扱いについて一般住民への広報

### 4 関係機関の応急対策

各関係機関は、都市ガス事業者及び関係機関と密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、それぞれの所管に係る次の事項について応急対策を実施する。

- ① 危険地域への立入禁止処置
- ② 危険地域住民に対する避難の指示等及び避難の誘導
- ③ 被災者の救出及び救護
- ④ 現場の状況により、現場附近の火気の使用禁止

## 5 ガス供給再開における処置

各都市ガス事業者は、ガス施設の復旧が完了し、ガスの供給再開に当たる場合は、前記連絡通報系統図に準じて関係機関に連絡通報を行うほか、住民に対して、始良市防災・地域情報メール、エリアメール、広報車、報道機関によって安全措置を周知徹底させる。

## 第34節 上水道施設の応急対策

水道対策部

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第21節「給水」による。

#### 1 応急対策要員の確保

市及び水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

#### 2 応急対策用資機材の確保

市及び水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

#### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先す

る。

#### 4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ③ 水質についての注意事項

## 第35節 下水道施設の応急対策

水道対策部 農林水産対策部 建設対策部

災害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろぬ、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、下水道事業者が行う、次の対策に協力する。

#### 1 応急対策要員の確保

市及び下水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制について人員編成計画を作成する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、排水設備指定工事店等の協力を求めて確保する。

#### 2 応急対策用資機材の確保

市及び下水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、排水設備指定工事店等から緊急に調達する。

#### 3 応急措置

- (1) ポンプ場・処理場において、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプにおいてポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

#### 4 復旧対策

##### (1) ポンプ場・処理場

ポンプ場・処理場に機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先とする。また、雨水貯留池等へ汚水を貯留する等の措置も検討する。これらと平行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と機能の回復を図る。

##### (2) 管渠施設

管渠施設は、管の継ぎ手部のズレ、ひび割れなど被害箇所から土砂が流入し、管渠の流下能力が低下することが予想されることから、管渠施設の点検を行い、被害の程度に応じて応急復旧を実施する。

##### (3) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から漸次復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ所、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

## 第36節 電気通信施設の応急対策

総務対策部

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、市は西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

市は、西日本電信電話株式会社が行う、次の対策に協力する。

#### 1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るために、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時は、電話の利用がかなり多くなることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。

#### 2 特設公衆電話の設置

災害発生時に、避難所等を中心に、無料特設公衆電話を設置する。

#### 3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳しても、「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

#### 4 公衆電話の停電対策

停電しても、街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。

## 第37節 道路・河川等公共施設の応急対策

建設対策部 農林水産対策部

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

### 第1 道路・橋梁等の応急対策

#### 1 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン関係の道路占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、市はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

#### 2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

### 第2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

#### 1 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

#### 2 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

#### 3 漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

#### 4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第 3 章

# 特殊災害対策



## 第3章 特殊災害対策

### 第1節 海上特殊災害等対策

全部

船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関と協力し、市がとるべき対策を定める。

#### 第1 予防対策

##### 1 海上災害対策

###### (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める：第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

###### (2) 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備：第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

###### (3) 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

###### (4) 医療活動体制の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

###### (5) 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」及び、第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

###### (6) 防災訓練の実施

- (1) 市は、海上保安部及び警察、その他の防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

##### 2 海上流出油災害対策

###### (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

###### (2) 防災組織の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

- ① 応急活動実施体制の整備
- ② 防災組織相互の連携体制の整備
- ③ 広域応援体制の整備

### (3) 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

### (4) 医療活動体制の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

### (5) 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」及び、第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

### (6) 防災訓練の実施

防災訓練：市は他の関係機関と協力して、流出油災害を想定した訓練を実施する。

## 第2 応急対策

### 1 海上災害対策

#### (1) 実施事項

市は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。

- ① 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）
- ② 調整所における調整事項の実施
- ③ その他の災害応急対策

#### (2) 被害情報等の連絡

市は、市の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

#### (3) 活動体制の確立

市は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

#### (4) 防災関係機関の連携体制

海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関相互の連絡を緊密にし、円滑に災害対策を実施する必要があるときは、現地に現地連絡調整所を設置するとともに、現地連絡調整所に対する指示や広報・被災者対策など総合調整を実施するため連絡調整会議を設置し、防災関係機関の連携体制を確立する。

##### 1) 連絡調整会議

- (1) 県と第十管区海上保安本部と協議の上、連絡調整会議を設置する。関係機関は、連絡調整会議に防災責任者等を派遣し、現地連絡調整所における調整事項の指示を行い、円滑な応急対策の調整を図るものとする。なお、設置場所は、県及び第十管区海上保安本部が協議の上、決定する。

## 2) 現地連絡調整所

- (2) 設置：海上保安部等からの負傷者の状況等の情報に基づき、現場での捜索、救助・救急、医療及び消火活動等応急対策に携わる各機関の情報の共有化を図り、応急対策や広報・被災者対策を円滑に実施する必要がある場合、県及び市が協議の上、市が現地連絡調整所を設置する。
- (3) 運営等：現地連絡調整所の設置者、設置場所、参集機関、運営方法、応急対策等については、鹿児島県が策定した「海上災害に伴う相互連携マニュアル」（平成18年12月策定）による。

## (5) 捜索・救助救急活動

船舶の事故が発生したときは、市は、海上保安部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

## (6) 消火活動

- (1) 市（消防本部）は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 本市以外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

## (7) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 2 海上流出油災害対策

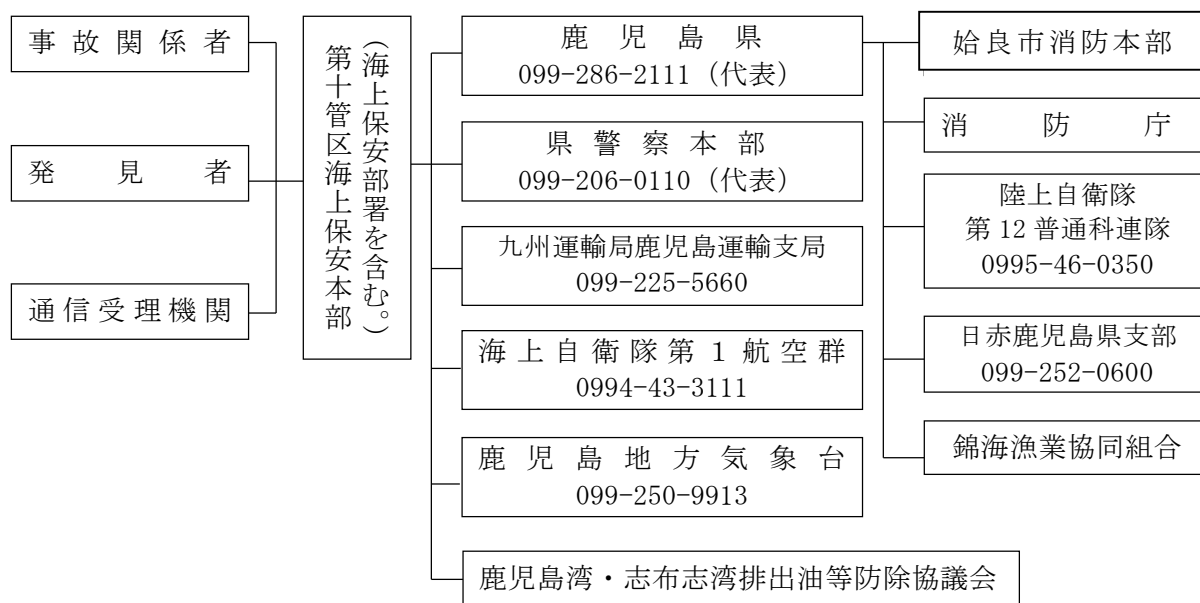
### (1) 活動体制の確立

- (1) 市は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。
- (2) 市は、市及び関係市町村、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

### (2) 実施事項

- ① 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- ② 沿岸住民に対する災害火気使用の制限、危険防止のための措置
- ③ 沿岸及び地先海面の警戒
- ④ 沿岸住民に対する避難の指示
- ⑤ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- ⑥ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- ⑦ その他海上保安部の行う応急対策への協力

### (3) 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部署	第十管区海上保安本部	099-250-9801 (運用司令センター)
	鹿児島海上保安部	099-222-6681 (警備救難課)

### (4) 被害情報等の連絡

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

### (5) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

### (6) 一般船舶・沿岸住民等への周知

- (1) 一般船舶への周知：防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。
- (2) 沿岸住民等への周知：防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

## 第2節 空港災害対策

全部

鹿児島空港及びその周辺において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害が発生した場合に、その拡大を防除し、被害の軽減を図るため、市は防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

### 第1 予防対策

#### 1 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

#### 2 予防体制の強化

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (2) 航空運送業者等に航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講ずる。

#### 3 防災組織の整備

- ① 応急活動実施体制の整備
- ② 防災組織相互の連携体制の整備
- ③ 広域応援体制の整備：第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

#### 4 防災資機材の整備

災害時の救急・救助、消火に備え、防災資機材の整備に努める。

#### 5 医療活動体制の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

#### 6 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」及び、第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

#### 7 防災訓練の実施

- (1) 市及び空港管理者、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

## 第2 応急対策

### 1 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより応急活動体制を整えるとともに、必要に応じて現地対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

### 2 救助・救出活動

航空災害時における救助・救出活動については、第2章第14節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

### 3 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第2章第17節「緊急医療」の定めるところにより実施する。

### 4 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 市及び消防機関は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

### 5 行方不明者の捜索及び遺体の収容

第2章第26節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 6 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2章第15節「交通の確保及び規制」の定めるところにより必要な交通規制を行う。

### 7 防疫及び廃棄物処理

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第25節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

### 8 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

## 9 広域応援要請

災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2章第4節「広域応援体制」の定めるところにより、他の消防機関、近隣市町、他都府県及び国への応援を要請する。

## 10 大阪航空局鹿児島空港事務所の応急対策

### (1) 事故応急対策本部等の設置

鹿児島空港及びその周辺において航空事故が発生した場合、空港事務所に事故応急対策本部を設置する。

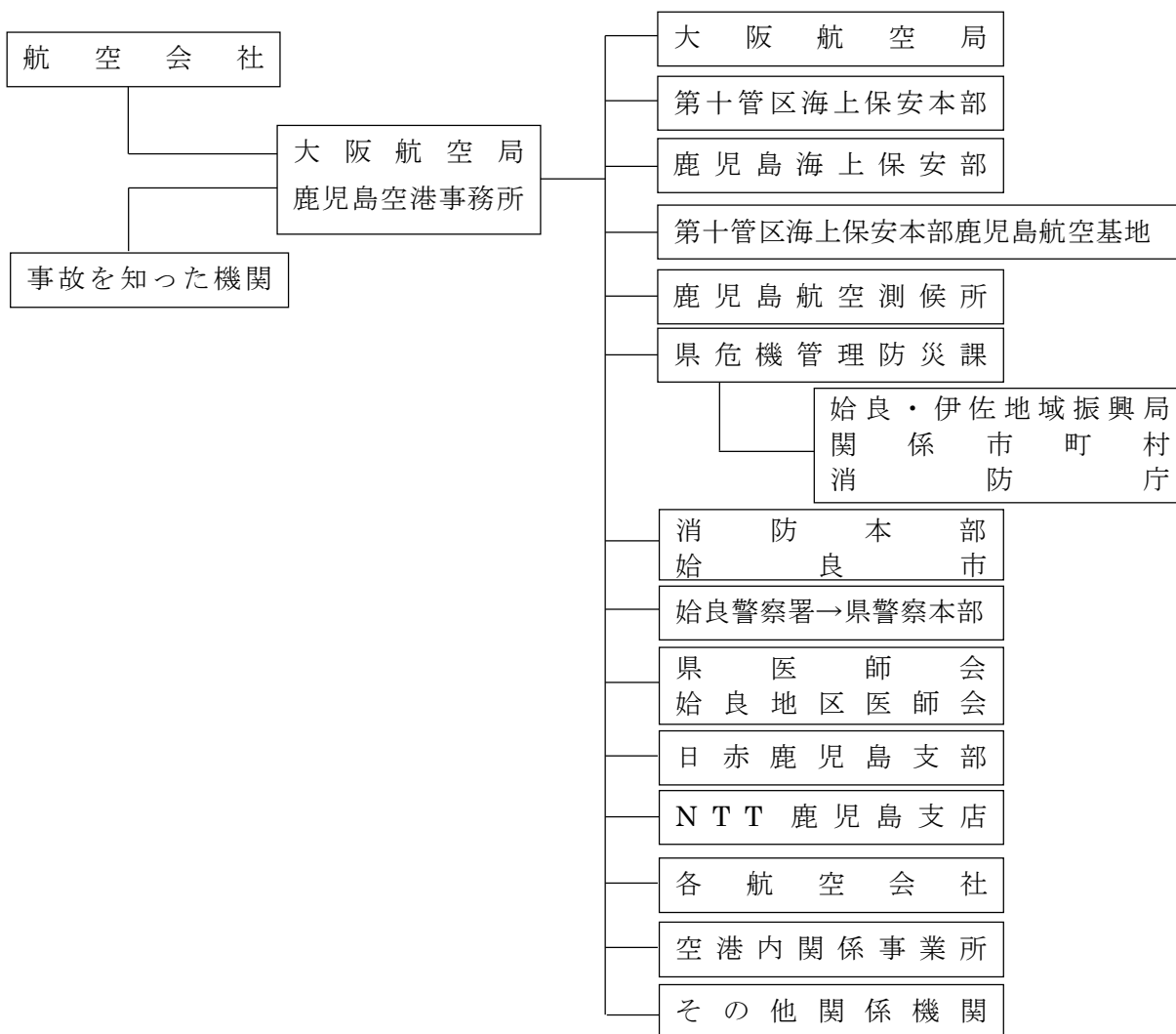
なお、空港内の航空事故については、合同対策本部、現場合同指揮所が設置される。

また、大規模な航空機事故等の重大な事故が発生し又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施することになっている。

### (2) 通信連絡体制

(1) 空港内において航空事故が発生又は発生のおそれがある場合、鹿児島空港事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、航空会社名、事故の状態、集結場所、進入ゲート、その他必要事項を「鹿児島空港緊急計画」の航空事故等に関する緊急連絡系統図により通報する。

(2) 空港周辺で航空事故が発生又は発生のおそれがあり、その情報を事前に入手した空港事務所は、(1)の緊急連絡系統図により関係機関に通報するものとする。また、航空事故を覚知した関係機関（消防、警察関係等）は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の状態などを速やかに鹿児島空港事務所に通報する。



事故通報連絡図

### (3) 事故処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「鹿児島空港緊急計画」に基づき、関係機関が相互協力のもと消火・救難・救護活動を実施する。

なお、この緊急計画は関係機関相互に取り交わされている協定、申合せ事項等を束縛するものではない。

## 第3節 鉄道事故対策

全部

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な鉄道災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を回るため、市は、関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

### 第1 予防対策

#### 1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

### 第2 応急対策

#### 1 情報通信の実施

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

#### 2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2章第10節「広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

##### (1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確かつ適切に提供する。

- ① 鉄道災害の状況
- ② 家族等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 市の応急対策に関する情報

##### (2) 地域住民等への広報

市防災行政無線、始良市防災・地域情報メール、エリアメール、広報車等により、次の事項について広報を実施する。

- ① 鉄道災害の状況

- ② 旅客及び乗務員等の安否情報
- ③ 医療機関等の情報
- ④ 市の応急対策に関する情報
- ⑤ 施設等の復旧の見通し
- ⑥ 避難の必要性など、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

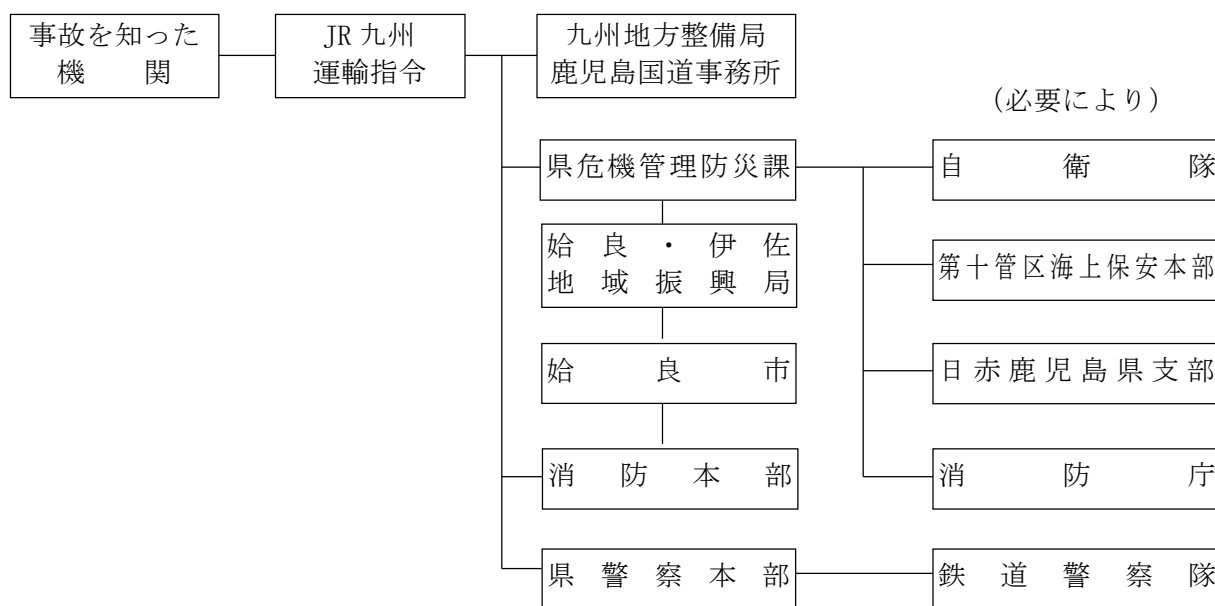
### 3 被害情報等の報告

#### (1) 九州旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

大規模な鉄道災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡する。

#### (2) 市

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報等を県に報告する。



事故通報連絡図

(県地域防災計画より)

### 4 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

### 5 救急・救助活動

鉄道災害時における救急・救助活動については、第2章第14節「救急・救助」の定めるところにより実施する。

## 6 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第2章第17節「緊急医療」の定めるところにより実施する。

## 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第2章第26節「行方不明者の捜索、遺体の処理等」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

## 8 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2章第15節「交通の確保及び規制」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

## 9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

## 第4節 道路事故対策

全部

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、市及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

##### (1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

##### (2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、市及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

##### (3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

#### 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、市及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

#### 3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

#### 4 情報の収集・連絡手段の整備等

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充

実に努める。

## 5 防災組織の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

- ① 応急活動実施体制の整備
- ② 防災組織相互の連携体制の整備
- ③ 広域応援体制の整備

## 6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2 応急対策

### 1 活動体制

#### (1) 事故災害復旧対策本部等の設置

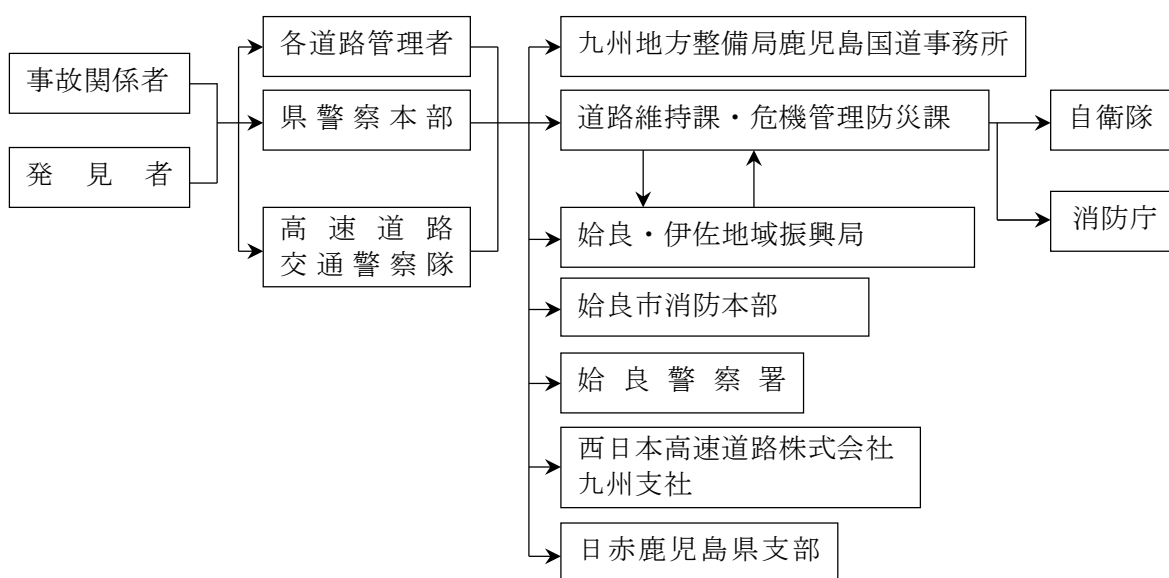
大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

#### (2) 通信連絡体制

市及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

#### (3) 被害情報等の報告

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。



事故通報連絡図

## 2 発生時の初動体制

### (1) 救急・救助

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

### (2) 交通規制

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、市及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、う回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。(交通規制については、第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。)

## 3 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 4 避難誘導

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

## 5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

市及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

## 6 復旧活動

市及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

## 第5節 危険物等災害対策

全部

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物、劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、市をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 危険物等災害の防止

##### (1) 危険物施設等の保安監督・指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

##### (2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、市長は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

###### 1) 立入検査等の実施

- (1) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- (2) 危険物施設の定期的立入検査を実施する。
- (3) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

###### 2) 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

###### 3) 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

###### 4) 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

#### 2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、次のような電気保安対策を強化する。

- (1) 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。
- (2) 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。
- (3) 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

### 3 災害応急対策への備え

#### (1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

#### (2) 防災組織の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

- ① 応急活動実施体制の整備
- ② 防災組織相互の連携体制の整備
- ③ 広域応援体制の整備

#### (3) 救急・救助、医療及び消火活動の整備

- ① 救急・救助活動の整備：第1章第10節「救急・救助体制の整備」に準ずる。
- ② 医療活動の整備：第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。
- ③ 消火活動の整備：第1章第8節「消防体制の整備」に準ずる。

#### (4) 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」及び、第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

#### (5) 避難活動の整備

第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。

#### (6) 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2 応急対策

### 1 危険物等の対策

危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

〔施設の管理者〕

#### (1) 石油の保安対策

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

##### 1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- (1) 情報及び警報等を確実に把握する。
- (2) 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
- (3) 施設内の警戒を厳重にする。
- (4) 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

##### 2) 災害発生の場合の措置

- (1) 消防機関及びその他の関係機関への通報
- (2) 消防設備（前小節1）の(2)を使用し災害の防除に努める。
- (3) 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- (4) 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
- (5) 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。

## (2) 高圧ガスの保安対策

（液化石油ガスについては、第2章第33節「ガス施設の応急対策」を参照）

施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

### 1) 災害事故の急報及び現場措置

- (1) 通報：事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。
- (2) 現場緊急措置：それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。
  - ① 初期消火、漏洩閉止等の作業
  - ② 付近住民への通報
  - ③ 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
  - ④ その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）
- (3) 防災事業所：通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

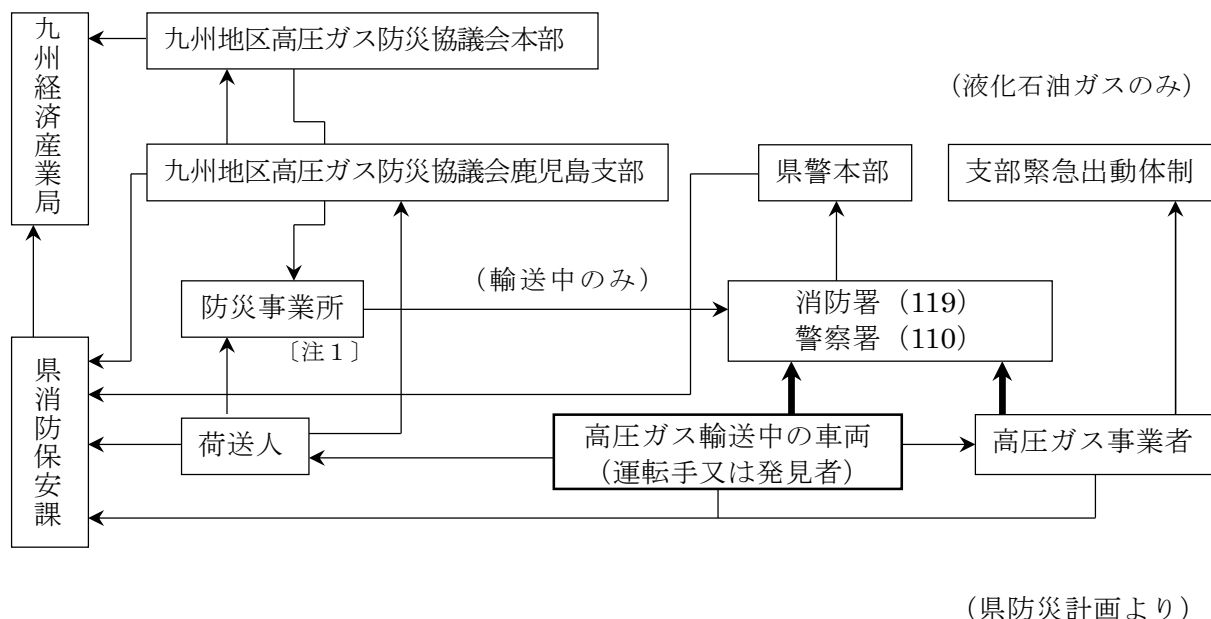
### 2) 通報の内容

通報系統図に基づき通報するときの内容は次のとおりである。

- ① 事故発生の場所・日時
- ② 現場（通報時の実情と、とっている措置）
- ③ 被害の状況
- ④ 原因となったガス名
- ⑤ 応援の要請、その他必要事項

### 3) 通報系統

通報系統は、次のとおりとする。



高圧ガス災害発生時の通報系統図

(注1) 防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

(注2) ➡は通報、➡は連絡

### (3) 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあつては、入口、窓等を目塗上等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

### (4) 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

### (5) 毒物・劇物の災害応急対策

毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。
- (2) 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

## 2 活動体制の確立

第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

## 3 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 4 被害情報の報告

### (1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

### (2) 市

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

## 5 救急・救助、医療及び消火活動の整備

### (1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

### (2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

### (3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

## 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

## 7 避難収容活動

### (1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示、誘導」に準ずる。

### (2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

### (3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

## 8 被災者等への的確な情報伝達活動

第2章第10節「広報」に準ずる。

## 第6節 林野火災対策

全部

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、市（消防本部）をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 広報活動の充実

市（消防本部）及び国・県は、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

#### 2 予防体制の強化

- (1) 市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
- (2) 森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

#### 3 防災組織の育成

市等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

#### 4 予防施設、防災資機材の整備

市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

#### 5 情報の収集・連絡手段の整備等

第1章第7節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

#### 6 防災組織の整備

第1章第6節「防災組織の整備」に準ずる。

- ① 応急活動実施体制の整備
- ② 防災組織相互の連携体制の整備
- ③ 広域応援体制の整備

#### 7 緊急輸送活動の整備

第1章第11節「交通確保体制の整備」及び、第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

## 8 避難活動の整備

第1章第9節「避難体制の整備」に準ずる。

## 9 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

## 第2 応急対策

### 1 活動体制

#### (1) 現場指揮本部の設置による応急活動

市は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、近隣の市町等への応援出動要請の準備を行う。

#### (2) 災害対策本部の設置による応急活動

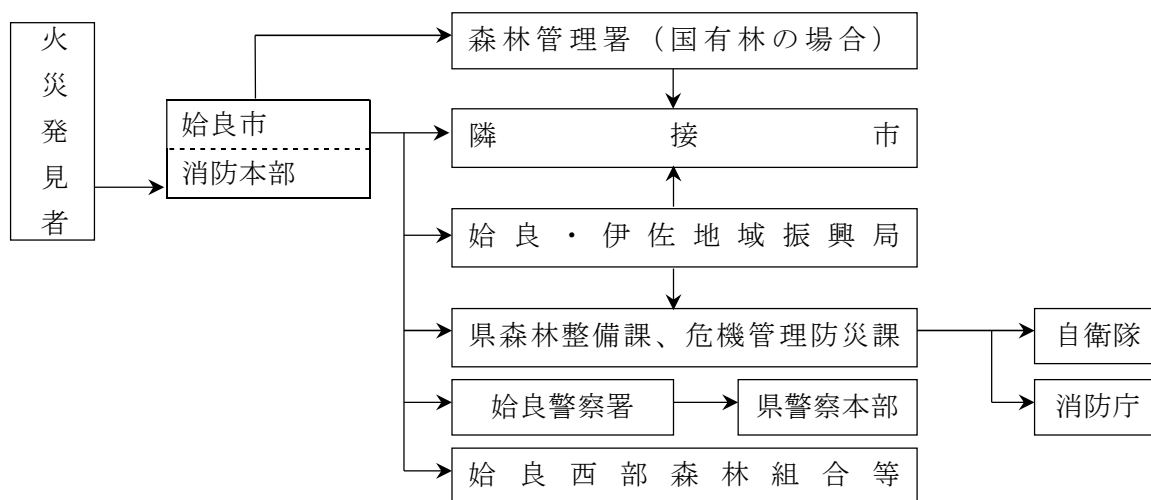
大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

#### (3) 空中消火体制

市は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

#### (4) 通信連絡体制

市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市、関係機関等に通報する。また、市は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。



(県地域防災計画より)

林野火災通報連絡図

(5) 災害情報の収集・連絡体制の整備

第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

**2 広域的な応援体制の整備**

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

**3 救急・救助、医療及び消火活動の整備**

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

**4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備**

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

**5 避難収容活動の整備**

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

**6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備**

第2章第10節「広報」に準ずる。

**7 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動**

- (1) 市、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 市、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

## 第 4 章

# 災害復旧・復興



## 第4章 災害復旧・復興

### 【公共土木施設等の災害復旧】

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

## 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

全 部

### 第1 災害復旧事業等の推進

#### 1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、市がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

#### 2 災害復旧事業等実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急調査の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力、改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して必要な対策を講じておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

### 3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、該当する災害復旧事業計画を作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ① 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - ② 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ③ 砂防設備災害復旧事業計画
  - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - ⑥ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - ⑦ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - ⑧ 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
  - ⑨ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

## 第2節 激甚災害の指定

全 部

### 第1 激甚災害指定の手順

- (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- (2) 知事は、市長からの報告により、必要と認められた場合は、内閣総理大臣に報告する。

### 第2 特別財政援助額の交付手続等

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出しなければならない。

## 【被災者の災害復旧・復興支援】

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

### 第3節 被災者の生活確保

総務対策部 民生対策部 建設対策部 応援対策部 消防対策部

#### 第1 生活相談

市は、被災者の自立に援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

市は、次の市民生活相談を行う。

- (1) 市は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
- (2) 市は、発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署・所等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。
  - ① 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
  - ② 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
  - ③ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
  - ④ 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施

#### 第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

##### 1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

市は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は県内の他市町村及び県外に仮置場、最終処分地の確保について環境省と連携して市を支援する。

##### 2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

##### 3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。

## 4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、市は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定めるものとする。

- (1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

## 5 建物等の解体等による石綿飛散防止

市は建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

### 1 罹災都市借地借家臨時処理法の適用手続

- (1) 市長は、罹災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。
- (2) 市長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて2部提出する。
  - ① 市の面積
  - ② 被災土地の面積
  - ③ 市の建物戸数
  - ④ 滅失戸数
  - ⑤ 災害の状況
  - ⑥ その他（被災土地中借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

### 2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

## 第4 災害弔慰金等の支給

## 1 災害弔慰金の支給

市長は、始良市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

ただし、災害救助法及び条例の適用を受けない場合は、始良市法外援護災害救助法条例に基づいて支給する。

## 2 災害障害見舞金の支給

市長は、条例に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障がいがある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

## 3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

## 4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

## 5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

# 第5 税の減免措置

## 1 税の徴収猶予

- (1) 市長は、地方税法第 15 条の規定に基づき、市税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者の申請により 1 年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。
- (2) 市長は、地方税法第 20 条の 5 の 2 の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により災害による被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

## 2 税の減免

市長は、市税の減免に関する関係条例等の規定により災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

## 第4節 被災者への融資措置

総務部 保健福祉部

### 第1 民生関係の融資

#### 1 生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

#### 2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

### 第2 農林漁業関係の融資

#### 1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

#### 2 農林漁業金融公庫資金による災害資金

農林漁業金融公庫法に基づき、農林漁業金融公庫が被害農林漁業者等に対し貸し付けを行う資金は、次のとおりである。

### 第3 商工業関係の融資

#### 1 鹿児島県融資制度

(1) 緊急災害対策資金

#### 2 政府関係金融機関の融資

(1) 災害復旧貸付（中小企業金融公庫）

(2) 災害貸付（国民生活金融公庫）

(3) 災害復旧資金（商工組合中央公庫）

#### 3 鹿児島県信用保証協会の保証